令和7年白老町議会定例会6月会議会議録(第4号)

令和7年6月20日(金曜日)

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時47分

〇議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 5号 白老町部設置条例の制定について
- 第 3 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 1号 令和7年度白老町一般会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第 2号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第 3号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第 4号 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第 6号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を 改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例の制定について
- 第11 議案第10号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第11号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第12号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第13号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第14号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第15号 町道の路線認定及び廃止について
- 第17 議案第16号 工事請負契約の締結について (令和7年度施行 敷生橋橋梁修繕工事)
- 第18 議案第17号 工事請負契約の締結について (令和7年度施行 街路灯改修工事)
- 第19 報告第 1号 専決処分の報告について (令和6年度白老町一般会計補正予算(第13号))
- 第20 報告第 2号 専決処分の報告について (白老町税条例の一部を改正する条例の制定について)

第21 報告第 3号 専決処分の報告について

(白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

第22 報告第 4号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定について)

第23 報告第 5号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定について)

第24 報告第 6号 専決処分の報告について

(損害賠償額の決定について)

第25 報告第 7号 令和6年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第26 報告第 8号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

- (1) 一般財団法人白老町体育協会令和6年度事業報告及び令和7年 度事業計画
- (2) 一般社団法人しらおい振興センター令和6年度事業報告及び令 和7年度事業計画
- 第27 発議第 2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 陳情第 1号 白老町議会議員定数削減と議員報酬増に関する陳情書
- 第29 報告第 9号 例月出納検査の結果報告について
- 第30 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第31 意見書案第2号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)
- 第32 意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充 実・強化を求める意見書(案)
- 第33 委員会所管事務調査の報告について

(議会運営委員会)

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

第34 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、要望書等の配付)

第35 休会について

〇会議に付した事件

議案第 5号 白老町部設置条例の制定について

議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

議案第 1号 令和7年度白老町一般会計補正予算(第2号)

議案第 2号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 3号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計補正予算(第1号)

議案第 4号 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

議案第 6号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す る条例の制定について

議案第 9号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

議案第10号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例の制定について

議案第14号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 町道の路線認定及び廃止について

議案第16号 工事請負契約の締結について (令和7年度施行 敷生橋橋梁修繕工事)

議案第17号 工事請負契約の締結について (令和7年度施行 街路灯改修工事)

報告第 1号 専決処分の報告について (令和6年度白老町一般会計補正予算(第13号))

報告第 2号 専決処分の報告について (白老町税条例の一部を改正する条例の制定について)

報告第 3号 専決処分の報告について (白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

報告第 4号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定について)

報告第 5号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定について)

報告第 6号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定について)

報告第 7号 令和6年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 8号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

(1) 一般財団法人白老町体育協会令和6年度事業報告及び令和7年度事業 計画

(2) 一般社団法人しらおい振興センター令和6年度事業報告及び令和7年 度事業計画

発議第 2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

陳情第 1号 白老町議会議員定数削減と議員報酬増に関する陳情書

報告第 9号 例月出納検査の結果報告について

承認第 1号 議員の派遣承認について

意見書案第2号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)

意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強 化を求める意見書(案)

2番 田 上 治 彦 君

委員会所管事務調査の報告について

(議会運営委員会)

(総務文教常任委員会)

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

1番 水 口 光 盛 君

〇出席議員(14名)

- ш	, ,		/	-11112	-	- ш			. 1	/	·
3番	氏	家	裕	治	君	4番	長名	川名	かは	うり	君
5番	飛	島	宣	親	君	6番	前	田	弘	幹	君
7番	森	Щ	秀	晃	君	8番	佐	藤	雄	大	君

11番 森 哲 也 君 12番 西 田 祐 子 君

13番 広 地 紀 彰 君 14番 小 西 秀 延 君

〇欠席議員(なし)

〇会議録署名議員

13番 広 地 紀 彰 君 1番 水 口 光 盛 君

2番 田 上 治 彦 君

〇地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 大 塩 英 男 君 大 黒 克 已 君 副 町 長 井 内 宏 磨 君 教 育 長 病院経営監 西 科 純 君 総 務 課 長 鈴 木 徳 子 君 企画財政課長 増 田 宏 仁 君 政策推進課長 太田 誠君 高尾利弘君 税務 長 課 町 民 課 長 久 保 雅 計 君

健康福祉課長 渡邉博子君 子育て支援課長 藤 大 輔 齌 君 高齢者介護課長 伊 藤 信 幸 君 生活環境課長 智 工 藤 寿 君 経済振興課長 \equiv 上 裕 君 志 拓 二 農林水産課長 菊 池 君 建設課 長 瀬 史 賀 重 君 上下水道課長 Щ 本 康 正 君 学校教育課長 冨 Ш 英 孝 君 生涯学習課長 森 誠一 君 消防 玉 長 小 修 君 病院事務長 間 本 力 君 病 院 参 事 温 井 雅 樹 君 代表監查委員 野 君 本 裕

○職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長
 本 間 弘 樹 君

 主
 幹
 小山内
 恵 君

◎開議の宣告

○議長(小西秀延君) ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

○会議録署名議員の指名

〇議長(小西秀延君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、13番、広地紀彰議員、1番、水口光盛議員、2番、田上治彦議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(小西秀延君) 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと 思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎発言の取消し

〇議長(小西秀延君) ここで6月18日の森哲也議員の一般質問に対する町側の答弁において 発言の取消しの申出がありましたので、説明を願います。

森生涯学習課長。

〇生涯学習課長(森 誠一君) 議会前の貴重な時間をいただきまして、申し訳ございません。 答弁の取消しについての申立てでございます。 6月18日の森議員の一般質問における答弁の中でみんなの基金、通年実施のスケジュールについて発言をさせていただきましたが、次年度予算の確定前に交付要望を募集することについては、再度検討を行う必要があるため答弁の取消しをお願いいたします。

なお、みんなの基金の活用期間を可能な限り延伸し、活用される団体等の利便性を図る方向性に変更はございません。その具体の方法につきましては、今回の発言の適否を含め慎重に協議し、議会、町民の皆様に適切な時期に提示させていただきます。議員の皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(小西秀延君) お諮りいたします。

執行側の発言の取消しは、議会運営基準の規定に基づき議員の発言に準じて取り扱うことを 決めております。ただいまの申出について許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

O議長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

よって、発言取消しの申出は許可することに決定いたしました。

◎議案第5号 白老町部設置条例の制定について

〇議長(小西秀延君) 日程第2、議案第5号 白老町部設置条例の制定についてを議題に供 します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

〇総務課長(鈴木徳子君) 議5-1をお開きください。議案第5号 白老町部設置条例の制定について。

白老町部設置条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

制定条文の朗読は省略させていただきます。

議5-3をお開きください。附則でございます。施行期日、第1項、この条例は、令和7年7月1日から施行する。

第2項以下の条文の朗読は省略させていただきます。

続きまして、議5-4をお開きください。議案説明でございます。近年の社会情勢の急激な変化により、行政が果たすべき役割も多様化し、より一層安定した行政運営が求められている中において、大課制の推進と部制によるマネジメント強化を行い、人材育成や組織力強化を図り、さらなる町民サービス向上を進める組織運営を迅速かつ効果的に行う必要があることから、本条例を制定するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- + + m- m=n. 空々 /n|

白老町部設置条例

(部の設置)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、本町に次の部を置く。

総務財政部

町民生活部

企画振興部

都市整備部

保健福祉部

(事務分掌)

第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。

総務財政部

- (1) 交際、儀式及び表彰等に関する事項
- (2) 議会及び町の行政一般に関する事項
- (3) 文書管理及び条例等の審査、制定及び改廃に関する事項
- (4) 庁舎、庁舎付帯設備及び公用車の管理に関する事項

- (5) 職員の人事、給与及び研修に関する事項
- (6) 職員の福利厚生及び衛生管理に関する事項
- (7) 行財政改革、行政評価及び事務改善に関する事項
- (8) 防災、防犯及び交通安全に関する事項
- (9) 予算その他財務に関する事項
- (10) 税の賦課及び徴収に関する事項
- (11) 税及び税外収入の管理並びに税の諸証明に関する事項

町民生活部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (2) 国民健康保険及び国民年金に関する事項
- (3) 医療等の給付に関する事項
- (4) 町民生活、人権擁護及び町民相談に関する事項
- (5) 町民活動及び町内会に関する事項
- (6) 環境衛生、環境保全及び清掃に関する事項

企画振興部

- (1) 町政の総合企画及び事業の調整に関する事項
- (2) 基本構想、総合計画及び自治基本条例に関する事項
- (3) 地域政策の推進に関する事項
- (4) 統計に関する事項
- (5) 広報広聴に関する事項
- (6) 情報化の推進及び管理に関する事項
- (7) アイヌ政策に関する事項
- (8) 観光、商業及び工業に関する事項
- (9) 労働行政に関する事項
- (10) 企業誘致に関する事項
- (11) 港湾に関する事項
- (12) 農畜産業及び水産業に関する事項
- (13) 林業及び緑化に関する事項

都市整備部

- (1) 公共土木施設(道路、河川、公園及び緑地)に関する事項
- (2) 都市計画に関する事項
- (3) 住宅に関する事項
- (4) 建築確認、建築指導及び建築規制に関する事項

保健福祉部

- (1) 保健衛生、保健指導及び健康増進に関する事項
- (2) 社会福祉に関する事項

- (3) 子育て支援に関する事項
- (4) 児童福祉に関する事項
- (5) 高齢者の保健福祉に関する事項

(臨時の事務の分掌等)

第3条 町長は、臨時又は特別な事務を処理させる必要があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、 別に組織を設け事務分掌を定めることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(白老町課設置条例の廃止)

2 白老町課設置条例(平成25年条例第4号)は、廃止する。

(白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第29号)の一部を次のように改める。

第4条第2項中「上下水道課」を「都市整備部上下水道課」に改める。

(白老町都市計画審議会条例の一部改正)

4 白老町都市計画審議会条例(昭和45年条例第9号)の一部を次のように改める。

第7条中「建設課」を「都市整備部建設課」に改める。

(白老町地方港湾審議会条例の一部改正)

5 白老町地方港湾審議会条例(昭和58年条例第30号)の一部を次のように改める。

第7条中「経済振興課」を「企画振興部産業経済課」に改める。

(白老町環境審議会条例の一部改正)

6 白老町環境審議会条例(平成6年条例第16号)の一部を次のように改める。

第8条中「生活環境課」を「町民生活部町民サービス課」に改める。

(白老町いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正)

7 白老町いじめ問題対策連絡協議会条例(令和3年条例第19号)の一部を次のように改める。

第9条中「学校教育課」を「教育部教育課」に改める。

(白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正)

8 白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改める。 第2条中「白老町課設置条例(平成26年条例第3号)」を「白老町部設置条例(令和7年条例第 号)」に 改め、「課及び局」を「部」に改める。

改正前

改正後

白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条 例

(組織)

第4条 略

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。) の権限に属する事務を処理させるため上下水道課 を置く。

白老町都市計画審議会条例

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

白老町地方港湾審議会条例

第7条 審議会の庶務は、<u>経済振興課</u>において処理 する。

白老町環境審議会条例

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、<u>生活環境課</u>において処理 する。

白老町いじめ問題対策連絡協議会条例(庶務)

第9条 協議会の庶務は、<u>学校教育課</u>において処理 する。

白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例 第2条 略

(3) 町の行政事務に従事した者で、<u>白老町課設置条例(平成26年条例第3号)</u>第1条に規定する 課及び局の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。 白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条 例

(組織)

第4条 略

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。) の権限に属する事務を処理させるため<u>都市整備部</u>上下水道課を置く。

白老町都市計画審議会条例

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、<u>都市整備部建設課</u>におい て処理する。

白老町地方港湾審議会条例

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、<u>企画振興部産業経済課</u>に おいて処理する。

白老町環境審議会条例

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、<u>町民生活部町民サービス</u> 課において処理する。

白老町いじめ問題対策連絡協議会条例(庶務)

第9条 協議会の庶務は、<u>教育部教育課</u>において処理する。

白老町消防長及び消防署長の資格を定める条例 第2条 略

(3) 町の行政事務に従事した者で、<u>白老町部設置条例(令和7年条例第 号)</u>第1条に規定する部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、田上治彦議員。

〇2番(田上治彦君) 2番、田上治彦です。おはようございます。

議案の中でまず1つ目なのですけれども、機構改革において係制というのを導入されていると思うのですけれども、その機能を高めるとあるのですけれども、実際この組織図です。これです。この組織図を見ますと、何々室って書かれていることが結構あるのです。行政管理室とか、病院の地域医療連携室は別としましても役場内では11室あるわけなのですが、この室の設置の理由について伺います。

- 〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。
- ○総務課長(鈴木徳子君) 室の考え方についてのご質問かと思います。

今回の組織機構改革で室の捉え方といたしましては、複数の係でありますとか、専門性のある業務でありますとか、政策に関わる部署に関しては主に室として設定させていただき、そこには主幹職、5級の室長を配して、その上でより専門性を高めるということで室を設定しております。

- 〇議長(小西秀延君) 2番、田上治彦議員。
- **〇2番(田上治彦君)** 分かりました。

では、室と、あと係というその違いが何なのかという、まず1点あったのですけれども、それと病院の組織体系図ですけれども、これを見ますと前回最初に配られた資料からちょっと変更があったようなのですけれども、病院経営監なのです。病院経営監が町長から直接病院経営監に直結になるのかな、こうなっているようなのですけれども、この間の副町長との関わりというのが何かないような感じがするのです。なので、病院経営監の業務の役割についてさきの答弁において取りあえずはそれで理解はしているのです。ですが、病院経営監の、決裁するのか、決裁行為の範囲、また専決事項です。その専決事項についてどのようになるのか伺います。

- 〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。
- ○総務課長(鈴木徳子君) 病院経営監の立場については、これまでの質問の中でもご答弁しているとおり町長の命を受けというところでございますので、まずそこがありますので、組織図上、町長と病院経営監のところがつながっているということにしております。

それから、決裁権限上は、現段階としては病院経営監の専決事項というところは特に設けていない状況となっております。

- 〇議長(小西秀延君) 2番、田上治彦議員。
- **〇2番(田上治彦君)** 分かりました。では、決裁がないということでしたら、専決処分、専 決がないのかなってちょっと疑問には残るのですが、分かりました。

では、3つ目であります。機構改革において、追加資料においては取組の柱となっておりますが、その中の3番、職場風土の改善ということで、これは職場の空気の改善となっているようなのですけれども、私自身過去に病院職員であり町職員でもあったわけなのですけれども、私自身職場の空気というのは、空気を読めないKY職員というよりも空気を読まない職員だったのです。なので、そうだったかもしれませんが、そこでちょっと伺いたいと思うのですけれども、この取組の柱の一つの中で職場風土の改善、職場の空気の改善となっています。今言ったとおりなのですけれども、これは結構何か抽象的で、また比喩的な表現と私は捉えてしまうのですけれども、副町長、ここでいうこの空気というのはどういう意味合いなのか伺いたいと思います。

- 〇議長(小西秀延君) 大黒副町長。
- **○副町長(大黒克已君)** 空気というのは、これはもう目に見えないものでございますけれども、いわゆるいろんな職場、白老町役場もそうですし、民間もそうですけれども、そこそこのやはり空気、どういうような職員がどういう方向に向かって、どういった考え方でいろんな動きをしているのかというところを肌で感じるようなことができると思っています。ここでいう職場風土の改善、いわゆるこの風土を変えますよと言っているのは、やはり大きな機構改革が

これまで行われなくて、今の体制で逆に職員が満足しているといいますか、新たな改革に向かって動き出そうとする意欲だったり、そういうところが少し停滞しているという、我々は認識がございます。それを体制も含めて一新することによって気持ちも新たにして、新しい風を入れながら次のステップに向かっていくというようなことを期待してこの職場風土を改善するというための機構改革を行うという考えでございます。

- 〇議長(小西秀延君) 1番、水口光盛議員。
- ○1番(水口光盛君) 1番、水口です。新たな条例制定ということであえて質問いたします。 3点ございます。1点目、議案説明の中にもありますが、部制によるマネジメント強化を行いという言葉があります。具体的にこのマネジメント強化を再度説明を願います。

2点目、現在、平成25年ですか、課制に移行しまして今課制がずっと約10年間、10年以上続いてきて時代も変化していると。時代も変化すれば組織も変化する、これはもう私も理解はしています。その中で現在の課制にはこういう課題があるのだと、この課題を克服するから部制にするのだ。大まかでいいですが、その課題、部制になればこれはなくなる、改善していく、これについて伺います。

3点目、職員、例えばちょっと古い言い方かもしれませんが、労使協働委員会とか何か各職員だとか労働組合、主幹職、課長職、これまでいろんな協議というものがされてきたと思います。その協議の過程でどのような協議を行い、そして最終形です。この条例提案が上がったと。これは職員の総意といいますか、職員も納得されて7月1日からこの体制で、新しい体制で白老町を行政はやっていくのだということになっているかどうかです。その3点を伺います。

- 〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。
- ○総務課長(鈴木徳子君) まず、部長とマネジメントがどうかというご質問であります。

部長と課長は何が違うのだというところだと思うのですが、部長につきましてはマネジメントする役割としては、まちの方向性や組織の整合を図っていくというところで、ここはつなげていくこと、まとめていくこと、決めていくこと、ここが部長の役割として考えております。

課長につきましては、現場と政策の間に立ちながらしっかり係をまとめて成果を出すというところが課長職としての役割としてありまして、ここは進めていくこと、育てていくこと、高めていくことと役割を定めております。このことによって今までとどう違うかというところでは、これまでも当然課長職の皆さんで様々協議をし、決めてはまいりましたが、さらに部長にはよくある人ですとか、物ですとか、お金ですとか、事というような裁量の部分も部長としては増やしていきながら、しっかりここで決めていく、実行していく、ここの体制を進めていくことがまず今回のマネジメントの強化ということと考えております。

続いて、平成25年からの課制に変えて部制に今回なる、何を一番課題と考えているかというところは、平成25年当時の職員の経験年数だけでくくれないのですが、経験年数上のバランスでいったときに20年以上の経験年数を持っている職員が全体の7割いました。20年未満が3割でした。平成30年頃から20年以上の職員が5割近く、半々になっていき、今20年以上の職員の割合が5割を切る状況になりました。このことは、非常にこの後の組織の継続性としては危ういと思っております。それは日々の様々な事務の中でもやはり確認したり、協議したり、後戻

りとか遡ってする仕事というのが増えている状況というのが正直現場で生まれていて、そのことも業務の負担感につながっていると考えているので、ここの専門性を高めるという意味でも今回平成25年の課の状況と課設置条例のときの状況とは違うという捉えで、そのことを効果として期待してやっていくものであります。

それから、今回は部制、係制、2つの制度を変えるということに関して、もちろん職員の皆さんは混乱している部分も、不安に思っている部分もあり、様々現場の意見も我々としてもいただいております。その部分について全部をこの条例の中に反映しているかという部分については、全部を反映し切れてはいないという認識ではありますが、一般質問の答弁の中でもお答えしたとおり、ここをスタートとしておりますので、ここから今考えている考えに基づきながら、よりよくなるように進めていく考えであります。

〇議長(小西秀延君) 1番、水口光盛議員。

〇1番(水口光盛君) 分かったような、分からないような、まず部制のマネジメント、では 具体的にちょっとお伺いします。

先日配付されました議案第5号追加資料の中の一番最後の、先ほど田上議員も言っていまし たけれども、この組織図を見ると例えば町民生活部というのがあります。ここには部長がいて 町民サービス課長がいます。例えば総務財政部であれば総務課と財政税務課という2つの課が あって、そこで部長があって、部長が課をマネジメントしながらやっていくというのは分かる のですが、町民生活部、教育部については1つの課しかないのです。部長がいて、課長がいて、 そこにいっぱい係がいるという構図になると思います。先ほどの田上議員の答弁では室もあり ますから、これが室長が課長職なのかどうかというのもちょっと私は分からないのですが、そ れは多分今後事例等であるのでしょうけれども、そうなったとき、この組織図だけを見ると、 私が職員だったときです。平成10年、部長制から課長制になった、これは結構画期的だったの です。私は職員で多分その当時5年ぐらいだったのですけれども、部長と課長がいて、部長、 課長が言っていることが全く真逆で、課長に言ったら、部長が言っていますけれども、いや、 いい、部長なんかいいからと、課長の話を聞けばいいのだと。部長と課長が仲がよければ、そ こをうまく課の中でもできると思うのですけれども、当時そういうことがあって、部長が邪魔 で邪魔でしようがなくてフラットの組織にしたのです。これ現実だと私は思います。皆さんも そうだったと思います。それでやっていきました。そのとき平成21年、また部長制になるみた いな話になって、10年たったので、過去のまたこうなるのだ。そうしたら、また平成25年、課 制になっているのです。そういう歴史を繰り返していて、職員がそこで翻弄されながら、多分 それは私らは若かったので、よき時代だったのだと思います。職員もいて、人口も多くてです。 今私が心配しているのは、この組織の機構を見て、時代が違うって言ったらそうかもしれま せんが、やはり部長、課長がいて、ここがきちんと部長がマネジメントしていて、課長にやれ、 やるのだということをやっていくなら私はすごくいい組織だと思います。そして、部長同士が 話して横断的にフラットになって迅速に、そういう組織であれば町民サービスの向上というの は図れる組織なのかなと思っているのですが、具体的に聞きます。1つの部に1つの課しかな

い、これでどうやって部長はマネジメントを図るというお考えなのでしょうか。

〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木徳子君) 先ほども答弁したとおり部長に裁量を持っていただくというところで、一番言い方として、部の中で起きたことは部長がまず解決をするということを大前提として考えております。こういう一例がいいか分からないのですが、例えば今までですと退職される職員がいるとなったときに、ほかの課との人数って何とかならないかとかというような状況が生まれていました。そこには職員も採用して補充も当然していきますが、職員を採用して育成をしてというのには一定の期間が必要となったときに、そこで職員の欠員が生じればそこの課、組織の運営としてはなかなか難しい状況になるということがありますが、今回まず部長と課長は当然仲よく仕事をすると思っています。仲よくというのは、べったりな関係ではなくて、しっかり議論を尽くしてよりよいほうに仕事を持っていく。これは当然、それは部長がしっかりそこはやっていってもらうということなので、その上で部の中で起きたことは部の中で解決してもらうという意味の中でここの部については1部1課という状況があってマネジメントはどうなのだということはありますが、まず部長にはマネジメントの中の一つとして育成というところも持っていただこうと、あと労務の管理というところも当然出てくると思っていただいていくことになると思っております。

〇議長(小西秀延君) 1番、水口光盛議員。

〇1番(水口光盛君) 今総務課長がおっしゃったとおりになれば7月以降、すぐとは言いませんが、よりよい白老町の行政組織になるのだろうなと私は期待を込めています。期待を込めているから今回質問をしていますが、あえて町長に伺いたいのですが、町長が部制をやっていくのだというその意気込みを再度お聞きして、町民サービスの向上につながるのであれば私は大賛成です。それを前提に例えば来年のこの時期に部制にしたからこんなのになったとかということがないように私はやっていただきたいと思っておるのですが、町長の考えを伺います。

〇議長(小西秀延君) 大塩町長。

○町長(大塩英男君) 今回の組織機構改革でいろいろとご心配をいただいているのかなと思います。議員からご指摘のあったとおり、やはり白老町役場のこれまでの過去の変遷を考えると、部制であったり、課制であったり、部制であったりということで、これは何のあかしかというと、それぞれメリット、デメリットがあると思います。課制のよさ、課制の悪さ、部制のよさ、部制の悪さということで、一番議員からご指摘のあったとおり、課制になったときにはフラット化というようなお話を代表的にされていまして、そのよさ、硬直化の意思決定の迅速化であったり、責任の明確化であったり、フラット化ということで課制になったのかなと捉えております。

今本町の行政組織を見たときには、担当課長からもお話あったように、まず私が今回一番大事にしなければならないのは、これは町民サービスの向上を前提に人づくり、そして組織づくりだと思っております。これは、この人材育成というのは喫緊の課題だと思っております。若い職員がいいとか悪いとかではなくて、これはやはり課長職も含めて私たちの責任でもあると思っておりますので、まずは人づくりというような中で今回部制をしかせていただきたいと思

っております。その中で今部長の役割ですとか課長の役割というのは、先日この組織機構改革 の案を課長会議で示したときに部長の役割、課長の役割はこうだよということを職員の皆さん にも理解をいただいていると思っております。ですから、議員が期待するような形でこの部制 の組織機構改革を町民サービスの向上のために、町民の皆さんのためにしっかりとやっていき たいと考えております。

- 〇議長(小西秀延君) 8番、佐藤雄大議員。
- ○8番(佐藤雄大君) 8番、佐藤です。2点だけ伺いたいと思います。

職員への合意形成です。これがしっかりと取れているかということが1点。

もう一点は、7月1日からの実施ということで約10日ぐらいしかないタイトなスケジュール になっていると思いますが、この早急に実施しなければならない理由について伺います。

- 〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。
- ○総務課長(鈴木徳子君) 職員との合意形成についてでありますが、先ほどもお答えした部分はあるのですけれども、案を示した中で課単位でのご意見をいただく、それから実はこの組織の機構改革の中で、その前まで行われていた例えば労使共同ですとか、労働組合との協議の中でも出ていた意見の部分も取り入れております。合意形成のところにつきましては、職員全員と面談をしてとかという状況ではありませんので、合意形成に完全に至っているかというと至ってはいないとは思いますが、意見を集約し、反映させる必要がある部分の反映はさせている形で、しっかりとした合意形成を図ったという明示をしている状況ではないと思っております。

7月1日に実施する理由というところについては、4月1日に大きな機構改革というのをこれまではやってきているかと思いますが、年度をまたいでいく業務というのも結構役場の中ってありまして、業務の引継ぎの煩雑さというか、そういうのも想定したときに4月1日にやることというのはなかなか厳しいなと。今回このように部と係とということで大きなものでありましたので、厳しいのではというところで今回7月にしたということになっております。

- 〇議長(小西秀延君) 8番、佐藤雄大議員。
- ○8番(佐藤雄大君) 8番、佐藤です。最後1点だけ、町長です。

町長も先ほど答弁の中で組織は人づくりだというお話をされていましたけれども、やはり職員の合意形成ですとか、コミュニケーションを取って進めていくことがこの部制が機能することにつながっていくかなと思いますので、今後進めていく上での合意形成だったり、コミュニケーションの在り方だったり、考え方について最後に伺いたいと思います。

- 〇議長(小西秀延君) 大塩町長。
- **〇町長(大塩英男君)** 職員の合意形成のご質問でございます。

まず、先ほど4月1日、7月1日というお話で担当課長からお話があったのですけれども、7月にした理由というのは担当課長が話したとおりなのですけれども、やはり4月1日現在で職員が残念ながら退職の状況が多くて、各課で穴が空いている状況だったのです。ただ、今回大きく組織を見直すということで、その年度替わりということで仕事の煩雑化ということも含めて、本来的には4月にしっかりと穴埋めをした形で人事配置もしたかったのですけれども、

なかなかそういう状況ではなかったということで、これは町民サービスが停滞しない形で7月に早急にこの機構改革ということで人の穴埋めというか、そういったことも考えた中での7月1日の今回機構改革ということでご理解をいただければなと思います。

もう一点、合意形成の関係です。先ほどご質問をいただきましたけれども、組織の風土、空気の改善とかというようなことになると、職員同士のコミュニケーションであったり、部長、課長と職員のコミュニケーションであったり、そしてそれが合意形成につながりということで、連携というか、横のつながりというか、そういったことがやっぱり働きがいであったりですとか、そういうような役場職員としての働きがいですとか、誇りだとかにつながっていくと思いますので、ここは私もしっかりとトップマネジメントとして職員と一緒になって合意形成をして、今後組織づくりも含めて仕事に進んでまいりたいと考えております。

〇議長(小西秀延君) 10番、貮又聖規議員。

○10番(貮又聖規君) 10番、貮又です。私は、今回この件については一般質問でもやらせていただいておりました。

やはり、まず一般質問でもちょっと不足だったところがあります。時期、これは大塩町長の 大塩丸が出航して、今、今回にこの組織機構をするというのは、私としては遅過ぎると思って います。ですから、やっとここに町長は常に職員の力を引き出すというところで、そこから総 合力を上げるということをおっしゃっておりますから、私はこれは時期はいいと思うのです。 遅過ぎるぐらい。ただ、私はいろいろ聞き取りを職員の皆さんにもしておりますし、そんなよ うな中でいくと、職員との対話不足は、これは否めないです。職員はかなり不安を抱えており ます。若い職員、管理職未満の職員は、やはり仕事の負担が増えるのではないかと。やはり部 長職をつくったならば、これは理事者は一つ楽でしょうと。でも、実際に自分たちが考えたら 仕事は増えるのではないかと。これは実際の声です。そんなような中で、私はもう町長の思い、 副町長の思いも聞かせていただいておりますが、やはり1年後を見て職員のモチベーションが 落ちてしまったら、これは大変なことであります。その1年後の評価をしっかり町民の皆さん に示すべきだと思うのです。これを導入して、では時間外が増えました、管理職、主幹が今度 は時間外対応になりますから、ただでさえ新年度予算では人件費が1億円ですか、1億円以上 上がっておりますよね。そんな中で、では町民の皆さんからしてみると、もちろん町民サービ スは向上する。ただ、その中でいくと、いやいやいやと、その人件費ベースはかなり上がって いるではないかと言われても困るわけです。

もう一つです。部長職を置くのであれば、しっかりとした職員の業務管理をしていただきたいのです。これは、私は民間にも派遣させていただいた経験がありますが、その中で言っていたのは優秀な部長、ここで置き換える部長でいくと、職員にしっかり休みを取らせて、そして要は仕事も時間外をさせずにより効果的な、効率的なものにしていくということなのです。これが、では1年後の評価として、今のその機構改革をする前の職員の労務状況、時間外がどうだったか、もちろん年休だとか、そういったお休みがしっかり取れるか。それが、では1年後の評価でしっかりとそれを出していただきたいのです。気持ち的なものはいいのです。分かるのです。覚悟なんて分かるのですけれども、でも1年後にそれを私たちが評価する中でいくと、

いかにそのエビデンスがしっかりあるかというところが大事だと私は思っております。そういったところを約束していただきたいのです。それでなければ職員の皆さんは、これは不安で、ただただ部制をしいて進んでいくというところでありますから、そういったまずは職員のモチベーションが上がること、それから職員の労務環境、これが改善されること、そして人件費も抑制されること、この考えはいかがでしょうか。

- 〇議長(小西秀延君) 大塩町長。
- **〇町長(大塩英男君)** 今るる議員からご質問をいただきました。

まず1つ、対話不足ではないかというご指摘がございました。これは組織を束ねる私の立場としては、そういった声があるよということは私の発信不足だったのかなということで、そこは反省しております。今職員のモチベーションというようなお話がございました。部制をしいてどうなのだろう。もちろん一般質問の中でもお答えしたとおり、部制であったり、課制であったりということを経験していない職員がいるので、不安はたくさんあるというのは私も重々認識しております。

今回部制をしくことによって併せて係制ということで、一般質問の中でもハイブリッドというような話をさせていただいたのですけれども、まず係制ということで責任の明確化、そしてこれまでのグループ制ではなくて仕事を明確化させることによって一つの負担感は減るであろうと私は思っています。そこで漏れた部分というか、ほかの補充しなければならない部分はどうするかというと、部の中で解決していく、大きなくくりの中で解決していく形ですので、ここは若い職員の方々の負担感はないように進めていきたいと考えています。これは全くなくなるか、というとそうではないと思いますけれども、そこが係制のメリットではないかなと私は思っております。

それと、人件費のご指摘もございました。確かに今回は部制を導入すると人件費は高騰するというのは正直なところあるかなと思います。ただ、あくまでも町民サービスの向上というようなことと、もう一つは職員の働きがい、そして町職員としての誇りを持ってもらうための、これは素地だと私は思っております。町職員としての誇り、そして責任を持つためにはやはり待遇改善というのは必要だと思っておりますので、これは町民サービスの向上に皆さんのご理解をいただきたいなと思っているところでございます。

あとは、部長の役割ということで再三再四申しておりますけれども、1つはやはり人材育成、 人づくりというのが今回の部長職の大きな大きなミッションだと思っていますし、これは私か ら指示もしております。ですから、この役場の組織づくり、人材育成ともちろん私が先頭を切 って行いますけれども、部長と副町長と力を合わせて人材育成に取り組んでまいりたいと考え ております。

- 〇議長(小西秀延君) 10番、貮又聖規議員。
- O10番(貮又聖規君) 最後にします。

今回の機構改革、人づくり、人材育成というところが、これが掲げられているのです。ただ、これは今公務員の要は退職問題、中途退職問題、いろいろあります。これは、白老町に限ったものではないです。要は若い方々はいろいろ転職するような環境にあるわけです。そんな中で、

では人材育成という中で、これは思いは分かるのですが、いかに、それよりも仕組みです。職員が力を発揮できる仕組みです。なぜならば、要は民間経験者だとかをどんどん、どんどん白老町としても呼ぶわけです。そうすると、経験年数ではないのです。そういった方々が来て、今頑張っていらっしゃる、健闘されている職員の力がいかに発揮できるかという、やはりその仕組みです。そこをきちんと考える。

最後です。その1年後しっかりとした数値化で、ではその職員のモチベーション、これはソフトな部分です。機構改革をして本当に私たちのこの職場環境がよくなりました、そして町民サービスにかける時間帯も持ちながら政策形成だったり提言だってできて、かつ町民サービスにもしっかりと貢献できているよという、そこの数字が、満足度がしっかり上がる。それから、あと数字的なものです。先ほどから何回も言っている時間外だとか、人件費の関係、それがきちんと町民の方々に見える化する。それを1年、新年度のどこかのタイミングでしっかりとそういった公開をしていただけるということは約束いただけますか。それだけです。1つだけ。

〇議長(小西秀延君) 大塩町長。

〇町長(大塩英男君) 仕組みづくりということでご質問をいただきました。

今議員のほうから離職者が増えているというようなご指摘があって、残念ながら本町においてもそういう状況が見受けられます。これは、やはり町職員としての、先ほども言いましたように誇りであったりですとか、あとは職場の風土であったりということが残念ながら職員の皆さんに伝えられてきていない部分が離職の発生かと私も捉えております。ですからこそ、この職場風土の改善であったりですとか、町職員としての、白老町役場職員としての誇りを持ってもらえるような働きかけというのは私が先頭を切ってやっていきたいと思います。

今ご提言で見える化というお話がございました。今具体的に数値化というようなことがあって、分かりました、このような形でというのは、具体的な方策というのは、今ご提言をいただいたものですから、具体的な手法というのはちょっと答弁を控えさせていただきますけれども、しっかりと町民の皆さんに組織が変わったことによってこのように町民サービスが変わったよ、皆さんのためにサービスが向上したということははっきりと皆さんにお示ししていきたいと考えております。

〇議長(小西秀延君) 12番、西田祐子議員。

O12番(西田祐子君) 12番、西田でございます。主な取組の中の大課制のところでプレーヤー数を確保しますとおっしゃっていました。このプレーヤー数を確保するということは、例えば今日の議会、皆さんこうやって課長たちいっぱい並んでいらっしゃいますけれども、実際にもし部長制になったときにプレーヤー数を増やすということであれば、議場にたくさん部長も課長もこうやっていらっしゃるのかしら。一体何人いらっしゃるのかしら。決算のときも予算のときもいろいろな職員が来ますよね。それもやっぱり続けるのでしょうか。プレーヤー数を増やすということは、はっきり言ってこの議場に来る人をいかに少なくして、そしてその方々が、部長方が自分たちの部下のきちんとしたマネジメントをしているから答弁できると思うのです。そこまできちんとまずできているのか、その辺のお考えが一つです。

もう一つは、人材育成でメンター制度をやると言っていますけれども、実際に例えば議会事

務局なんかも1名欠員になっていますよね。実際にきちんと部長方に指導させるとは言いながらも、現実的には現場でどういうような仕事をさせるかっていったら、やっぱりそこの現場のちょっと何年か前の先輩が教えるのが一番いいのですよね。私も初めて職場に勤めたときに確かに上のほうの人が指導者になってはいるのだけれども、実際に現場で教えるのはそういう方々なのです。そうなってきたときに、その現場で教える若い職員というのですか、何年かしかたっていないような職員、まずそういう人たちをきちんと育てない限りは、その下の本当の新人の方々を育てられる仕組みにはなっていかないのではないかなと思うのですけれども、ただ育てますというだけだったら、育てる人を育てないことには意味がないと思うのですけれども、その辺をお伺いします。

〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木徳子君) まず1つ目のプレーヤー数を増やすとなったときに議場の中はどうなるのですかというご質問ですが、原則部長のみが議会対応と考えておりますので、議場のこちら側の人数は減ることになります。ただ、決算審査特別委員会、予算等審査特別委員会に関しましては、細かい部分のお答え等もありますので、そのときには部長と課長という考えでおります。

それから、育成の考え方であります。西田議員がおっしゃるとおりで、今起きていることは教え方と教わり方、どちらも見える化していないというか、分かりづらいというか、そういう状況が今こういう状況になりつつあったなというところがありまして、今回あえてここでメンター制度と出したのは、これまでは例えば職員を採用した際には最初からもう配属課に一人員として配置をして、そこで育てていただくということを取っていたのですが、今やっているのは総務課付で、まず総務課のほうで基本的な部分について2か月程度、電話応対からいろいろお客さん対応も含めて、そこを習得していただいた上で本人の状況等を見ながら担当課、配置する課にまず配置をします。ただ、そこで総務課から離れたから終わりではなくて、担当課で今度は育成が始まりますので、そこは総務課としては1年ぐらいの間は状況を見ながら併せて一緒に指導をしていくということで、教わり方と教え方というところも一定限ある程度ルールというか、見える化というか、こういうところも図っていかなければいけないということで今回出させていただいております。

〇議長(小西秀延君) 12番、西田祐子議員。

O12番(西田祐子君) 予算決算も課長が見えるということなのですけれども、私はほかの議会をインターネットでたまに見ることがあるのですけれども、部長があるところは部長しか答弁していません。課長が出ているということはありません。正直言って、最初から期待はしていいのか、悪いのか分かりませんけれども、予算決算もきちんと部長が答弁するという、そういうような考え方を持たないと、やはり今度は課長たちの負担が大きくなるのではないかなと私は思っています。現場で頑張れと言うのでしたら、やっぱり現場に専念できるような体制を取るべきだと1つは思っています。

それと、メンター制度とか教育なのですけれども、私は白老町役場の中にマニュアルがある のかどうなのかなと思っています。業務上の仕事の上での。どこの会社でもそうなのですけれ ども、大きなところになったら別ですけれども、ちっちゃなところでしたら、大体1日ぐらいしたら次の日からもう現場で働くわけです。それにはきちんとマニュアルがあるからなのです、ある程度。これとこれをやって、こうやったらこうなりますよって、まずそれを教えてもらって、二、三日たって大体1週間ぐらいたったら、もうそこに何年もいたような顔をして仕事をするわけです。そういうようなマニュアル化がきちんとできているのかということが私は一番役場の職員の人たちが大変なのではないかなと思うのです。

そして、役場というのは次から次って異動がありますよね。こんなにたくさん異動するような職場であれば、なおさらのこと新人の方々とか、そういう若い方々がやっぱり無駄なことをして仕事を覚える時間よりも、マニュアルがあって、それさえきちんとマスターすれば短時間で仕事を理解してこなしていけるという、そういう効率性がこの役場の中にあるのかなと以前から私は感じておりましたけれども、その辺を質問して終わります。

〇議長(小西秀延君) 大黒副町長。

○副町長(大黒克巳君) まず、部長の役割ということで、先ほど担当課長のほうからもお答えしたとおり、議会対応につきましては部長職が基本で対応します。決算審査特別委員会、予算等審査特別委員会につきましては、課長は細かな数字等の質問もあろうかと思いますので、課長には入っていただきますけれども、もちろん基本は部長が答えるということで考えております。ですから、部長になられる方は、その辺を答弁できるように勉強して議会に臨むということになりますし、それについてはこちらとしてもしっかり指示を出してやっていただくという考えでございます。

それから、業務のマニュアル化については私が過去に白老町役場に入庁したときはございませんでした。しかし、やはり業務の改善だったり効率的に仕事をする上ではマニュアル化が必要だということで、現在それぞれの職場でマニュアル作成をしてございます。ただ、課題としてはやはりマニュアルがずっとそのマニュアルでいけるのかどうなのかというところは、日々業務も変わっておりますし、町民の要望だったり、それに対応する動き方、業務の仕方、これもありますので、それを随時今後は見直していくということが課題でございますので、その辺につきましては今後もその辺をしっかり見直ししながらスムーズな業務ができるように対応してまいりたいと考えてございます。

〇議長(小西秀延君) 9番、前田博之議員。

〇9番(前田博之君) 本件について一般質問していますから簡潔に言いますけれども、1点だけ。

議会に町の職員が出席云々って今議論をしましたけれども、議会に出席する職員を決めるのは議会ですから、議長の権限ですから、議会で誰って指名する話ですから、そういう越権的なことはないと思います。それだけ注意しておいてください。議長もその部分をきちんと理解しておいてください。

そこで、質問します。今までも肝腎な部分は理事者が答弁していますけれども、1つ例を言えば、今水口議員の質問については総務課長が答弁していますけれども、本質的には何か総務課長が事務的に自分のつくった組織みたいに今答弁しているのだけれども、本来は理事者が、

佐藤議員にもそうです。理事者がやっぱり魂を込めて答弁するのが。この大きな組織、これは、 町長の組織なのですよね。そういうものを感じないのだよ。

そういうことも1つと、肝腎なこと。今議論をしていましたけれども、部制の機能を高めるためには、理事者は職員により寄り添った気づきが私は大事だと思います。そして、これまで以上に職員の信頼を得て求心力を高めなければ、17日かな、一般質問もあったし、今日も皆さんが真剣に議論していますけれども、そういう部分にいかないのでないかと思いますので、ぜひその部分は職員ばかりに押しつけるのでなくて、理事者が信頼で求心力を持たないと組織は動かないのです。これは、私の経験上でもそうです。そういうことで、何を聞くかといったら、待遇の面でなのですけれども、今回の部制導入で給与面でも大きく変化しています。町長もそう言っています。待遇改善した。職員には誇りを持ってほしい。端的に言いますけれども、今回は部課長には厚遇しているのです。中間管理職の主幹職には、言葉を選んで言いますけれども、管理職手当廃止になっています。言葉がいいかどうかは分からないけれども、厚遇の反対は冷遇です。そこで、先日の一般質問で私は主幹職廃止に伴って管理職手当が無給となる職員への善後策について伺いました。これは高給にしろという言い方ではないです。時限的な緩和措置もあったのではないかと私は思います。そこで、それに対して大黒副町長は、前後は言いません、結論だけ言います。改革には痛みを伴うと、こう答弁しました。そうですよね。

そこで、伺います。この答弁を耳にした当該職員、これから一生懸命働かなければいけない 中堅、若手職員の思いや心情をどのように察していますか。これを伺います。

〇議長(小西秀延君) 大黒副町長。

〇副町長(大黒克已君) ただいま前田議員のほうから前段理事者としてやはり職員に寄り添 って気づく、そして職員の信頼を得る、これが必要だというようなお話をいただきました。ま さしくおっしゃるとおりで、私どももしっかりとおごることなく職員の意見を聞き、あるいは 職員としっかり接した中で職員と上手に関係性を持ちながら一緒になって仕事をしてまいりた いと考えております。そういう中にありまして、先日の一般質問で私のほうでそのようにお答 えをさせていただきました。これにつきましては、この主幹職の管理職手当の廃止については どのような対応が必要かということで内部でかなり議論をさせていただきました。今前田議員 がおっしゃる一時的に、時限的にそれを継続してお出しするですとかということももちろん考 えました。しかし、今、今回の機構改革に合わせて中間管理職である主幹職がどのような仕事 をしているのか、実態はどうなのかというところを全体を考えたときに、やはり管理職手当を いただきながら夜遅くまで仕事をしている職員も多数いるという実態、これをどう評価するの か、我々はどう評価していくのかというところを考えたときに、これは1年ないし2年、暫定 的に今の制度を残すよりはこの機構改革に合わせて、やはり実態に合った評価というものが必 要ではないかということの結論に達して今回の見直しに至ったところでございます。しかし、 もちろん議員がおっしゃるとおり管理職手当がなくなるというところでの不安だったり、不満 だったりという職員も存在するというところはもちろん認識してございます。そういう職員に 対しましては、やはり我々も説明をさせていただきながら、今後仕事の中でも様々な場面でし っかりと理解をいただくように進めてまいりたいとは考えてございます。

- 〇議長(小西秀延君) 9番、前田博之議員。
- **〇9番(前田博之君)** 分かりませんけれども、この後また議案で審議がありますから、そこで引き続きちょっと関連がありますので、質問をさせてもらいます。
- 〇議長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町部設置条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

〇議長(小西秀延君) 日程第3、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

〇総務課長(鈴木徳子君) 議8-1をお開きください。議案第8号でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議8-2をお開きください。議案説明でございます。令和7年7月1日機構改革による部長制の導入に伴い、行政職給料表において6級制から7級制へと移行することから、所要の改正を行うため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

別表第1(第3条関係) 行政職給料表(一)

(単位:円)

								<u>(単位:円)</u>
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年前	1	183, 500	230, 000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	415, 000
再任用 短時間	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	416, 900
勤務職	3	185, 800	233, 000	267, 300	301, 800	324, 900	358, 500	418, 800
員以外	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	420, 600
の職員	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	422, 400
	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000	363, 500	424, 000
	7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	425, 600
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	427, 100
	9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	428, 600
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	429, 900
	11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	431, 200
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	432, 500
	13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	433, 800
	14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	435, 000
	15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	436, 200
	16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	437, 300
	17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	438, 500
	18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	439, 600
	19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	440, 800
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	442, 000
	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	443, 100
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	443, 900
	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	444, 300
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	445, 000
	25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	445, 500
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	445, 900
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	446, 300
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	446, 700
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	447, 100
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	447, 500
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	447, 900
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	448, 200
	33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	448, 500
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	448, 900
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	449, 200

36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	449, 500
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	449, 800
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		

79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			
105		302, 700	353, 200			
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304, 600				
112		304, 900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				

	122		307, 600					
	123		307, 900					
	124		308, 200					
	125		308, 500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	320, 600

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1番、水口光盛議員。

○1番(水口光盛君) 1番、水口です。議8−2ですか、部長制を導入、今条例が可決され 部長制をやるということが決まりましたけれども、それに伴い今回は6級から7級に給料表が 変わるということで、先日頂いた議案第5号の追加資料の5ページ、この4番、制度の見直し というところが今回この説明に当たるのかなと思います。一般質問でもこの表を見ながら一般 質問をされた議員もいますけれども、その中で1つ端的にお聞きします。課長職、現在平均750万円、手当も全部含んで年収って書いています。それが今回課長職で790万円、部長職になれば年間840万円ですよと。プラスが部長職で90万円、課長職が40万円って書いています。これだけ議会の資料として配付されて、これは公の資料です。議会で配付された資料ですから。これを町 民が見たときに部長制というか、こういう管理職の制度をやって、ではこんなに役場の職員の 部課長が増えるのだなというのが私は一つの感想だと思うのです。

私は聞きたいのですが、今回この議案第8号、6級から7級をやらないで今の例えば3月まで申し訳ないけれども、部長になった方、課長職の6級でやっていただいて、手当を規則の中で変えられますから、この手当を部長の手当7万7,000円、差額で月額2万5,000円、これを上げるだけでまず3月までやってみようという考えはなかったのでしょうか。伺います。

〇議長(小西秀延君) 大黒副町長。

○副町長(大黒克已君) 今回の機構改革に伴いまして、やはり職員の待遇の見直しということも一つ目的として掲げてございました。これにつきましては、今回は部長制で7級ということでございますけれども、これは既にもう近隣のまちでも導入しているところでございまして、新たな職責でしたり、今後課長職も部長職も違った意味で今の業務を見直して、さらなる発展的に業務を見直していくということも考えれば、やはりそれに見合った報酬という、いわゆる待遇改善というのも必要と考えてございましたので、その1年間、3月まで現状のというようなところでは当初から考えてございませんでした。

O議長(小西秀延君) 1番、水口光盛議員。

○1番(水口光盛君) そういう答弁だなというのは分かります。やはり待遇改善、どれも私は否定はしません。私は職員の待遇改善については全然否定はしないのですが、いろんな職種の方がこの表によると変わっているのが見受けられますから、それは分かるのですけれども、今回は管理職が課長、部長という、課長職であり、民間会社でいけばある意味役員というか、

もう経営をつかさどる方々だと私は思っています。その方々の待遇をよくする。そして、この 原資はというと町民の税金なわけです。私は一般質問でもしましたけれども、町内会費を払え るとか、払えないとか、備蓄米はどこで売っているとか、町民生活って今そこまで大変なので す。それでも今回この職員の待遇改善をして、そしてその費用対効果って言いません。ここま で職員に待遇改善して町民のサービスを増やせる、そこまでやれるということで考えてよろし いのでしょうか。

〇議長(小西秀延君) 大黒副町長。

○副町長(大黒克已君) もちろん待遇改善ということで給料等の見直しを行っておりますが、これは今回給料のみならず組織の見直しを含めて職員のやる気だったり、あるいは今まで管理職になりたくないという職員、こういった職員の気持ちを変えさせて、やはり上に立ってしっかりとこのまちをつくっていく一つの歯車になるというような気持ちの醸成、こういったものを期待してやっているところでございます。それがもちろんこれは税金からということになりますので、この辺については町民サービスを今後やはり向上させるというところをしっかりと町民の皆様にも見ていただく。先ほど貮又議員のご質問にもあったとおり、見える化の中で、機構改革で、この給与の見直しの中で役場がどう変わっていったのかというのをやはり見せていかなければならないと思いますし、町民にそれを示していくという責任があると思っておりますので、その辺について我々はしっかりと職員を指導しながらそのような形で進めてまいりたいと考えてございます。

〇議長(小西秀延君) 9番、前田博之議員。

○9番(前田博之君) 私は給与の見直しについて一般質問をしています。そのときに時間も制限されていたし、明確な答弁がなかったので、それ以上質問しませんでしたので、今日は確認だけします。なぜかといったら、ここは再三出ていますけれども、これだけ大きな行政改革によって管理職、部課長がかなりの給与が上がりますから、上がることは否定はしません。ただ、それが適正かどうかということは別にして、我々議員も税金で報酬をもらっていますから、そういう部分でいけば、これはやっぱり議員の立場としても、正確というか、ある程度整理をしておいて、この部制で本当に何ぼかかるのだと、人件費は。そういうことをやっぱりはっきりしておかないと町民から聞かれても分からないし、これは議員の責務だと私は思っていますから、だから何も前田、細かいことを言うなと言うけれども、明確にされていないから私は質問をします。

それで、今回8号ですか、議案ですから、給料表の見直しについて伺います。これは事務的な質問になりますから、総務課長の答弁でいいですから。それで、この部制によって職務の級が移行することで部課長の給料や管理職手当が引き上げられます。これは条例もあるし、規則もありますから、ひっくるめて言います。そこで、さきの一般質問の答弁で引き上げられる人件費の所要額について、部長職は給与総額で226万円、賞与で101万円、合わせると合計327万円と答弁されている。一方、課長職の給与総額、賞与については答弁されていないのですよ、私は聞いたのですけれども、2回目も。そこで、327万円の根拠と課長職の引上げ額は幾らになっていますか。

それともう一点、主幹職の管理職手当についてです。さきの一般質問の答弁で管理職手当は538万円の減額とありました。大きいです。しかし、議員に個々に配付された資料では、これは全員協議会はされていませんから、個々の議員にどういう説明をしているか分かりません。私が受けた説明への質問です。中間管理職25名ですよね、なっています。主幹職の管理手当は月額3万1,700円ですので、全部、25名でいくと年収額が950万円減額になることになるのです。資料からいくとです。だけれども、先般の私の答弁では538万円だと言うのです。この差額と538万円の算定根拠はどうなっていますか。

〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。

〇総務課長(鈴木徳子君) 具体な数字のところかと思います。この間の一般質問の中でここの数字の示し方がきちんとしていないのはというご指摘をいただいたところであります。そのときに答弁させていただいたのは、今いる課長職が全員上がったとしたらのところでの年収の比較でありましたので、しかも年収なので、十二月分でありましたというところのお答えで、そこでの差が生まれるということの答弁をさせていただいておりました。私の認識としては、そういう状況でした。その上で今回のご質問にお答えする部分では、部長職につきましては7級の給料表になりますので、給与の影響額、賞与の影響額、こちらは出ます。その部分でお答えした部分につきましては、先日お答えした数字のとおりでございました。課長職について、では影響があるのではないかというところについては、実は課長職は管理職手当しか影響が入っていない状況で賞与に反映はされませんので、その部分についてはお答えしなかった部分です。それから、538万円マイナスになるというのは、議員がご指摘のとおり主幹職の皆さんの手当を廃止することに伴う部長と課長の給与、賞与、管理職手当等の相殺をした残りの結果として538万円減るということですが、一般会計だけでの主幹職の今回の管理職手当の数字につきましては830万円ほどが減額になるという数字として、その部分でここは人事もありますので、入り繰り等がございますが、その部分での現状分かっている数字のお答えとなっております。

[何事か呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 9番、前田博之議員。

〇9番(前田博之君) そこで、私は前も言った何を信じていいか分からなくなるのです。 6 月 2 日に私に説明があった組織機構の資料によって単純に計算すると、部長職の給料、管理職手当を含め一部長の年収額は増収が90万円になっています。皆さんそれ見たら分かると思います。見てください。この額に 9 名で計算すると810万円なのです。そうですね。そして、課長職は増収額が40万円になっているのです。10名ですので、400万円になります。部課長を合わせて年間1,200万円です。部制は 7 月からですから、これに 9 を掛ければ数字が分かりますよね。一方、さきに答弁があった部長職の金額を言ったよね。三百二十何万円。今答弁があった課長職はかかりません。そうしたら、これは差し引いたら相当な差になります。給料の給与月額は動かないと思いますよね、わたりだけですから。管理職は定額です。では、私への事前の説明、2 週間程度、なぜこのように大きく数字が変わったのですか。

○議長(小西秀延君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時19分

- ○議長(小西秀延君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。 鈴木総務課長。
- ○総務課長(鈴木徳子君) 整理をさせていただきたいと思います。

資料の正確度が足りないというところについては、まずそこはおわびを申し上げたいと思いますが、資料で出した数字はあくまでも今いる課長職が全員部長職になったとしたらの算定の平均値で、年収ベースで、それは賞与も給与も管理職手当も総数で大体90万円ぐらい上がるという数字で出しました。課長職については、給料表は6級のままですので、影響が出るのは管理職手当だけですので、その部分の平均の部分で年収ベースで上がるのが40万円ぐらいという出し方でした。まず、ここは申し訳ありません。大ざっぱな数字だろうというところのご指摘だと思いますので、そこは受け止めたいと思いますが、大きく変わったわけでは全くなくて、その上で……

[何事か呼ぶ者あり]

○総務課長(鈴木徳子君) いや、そこは総枠の考え方ですので、そこで緻密な数字を出せなかったところがまず申し訳ないと思いますが、ご答弁申し上げたところは実績に基づいた数字ということでお答えさせていただいているので、その部分の差という捉えかなと思っております。

〇議長(小西秀延君) 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時24分

○議長(小西秀延君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。 鈴木総務課長。

〇総務課長(鈴木徳子君) 配付した資料の上の年収比較のところの数字と管理職手当見直しによる数字の違いかと思いますが、実際のところ本当に、これは人事に絡むところですが、実績に合わせての部分でありますと、部長についてはここプラス90万円としておりますが、現状でいくと大体51万円になります。それから、管理職手当の課長職の部分でいきますと、ここは下で12万4,800円と年収ベースですので、これは十二月で実は計算しているのですが、実績ベースでいくと大体10万円というところが年収として増えるというところですので、ここの資料のところの説明の仕方が悪かったと思います。申し訳ございません。

[何事か呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 9番、前田博之議員。

〇9番(前田博之君) 3問目ですけれども、副町長、議会に出す以上はきちんと精査して、何回も言いたくない、副町長が目を通してよ。このままいけば部長職できたって理事者の目は届かないよ、悪いけれども、私は心配しているのだわ。それで、総務課長が組織の魂的なことを一生懸命しゃべって、今回しゃべっているけれども、もう少し訴えてほしいな。今それに対

する資料の作成についてどうこう言わないけれども、それについて、経過について、副町長は こういう資料を議会に対して提出させた、答弁の違い、資料との違い、その辺についての説明 だけ求めます。それを求めます。

それで、3問目、肝腎なところ。先ほども言ったけれども、総務課長は主幹職の廃止に伴い 管理職手当がなくなり、その相当分は時間外で賄うと、こう答弁しましたよね。これは、私が 調べてきたら、管理職手当は職責に対する対価なのです。多分知っていると思います。時間外 は労働に対する対価なのです。だから、今度主幹職は労働に対する対価になるかも分からない。 かもですよ。そこで、この時間外は満額だと、こう言ったよね、総務課長は。これは、非常に 職員側から取ったり、あるいは今度は課長、部長が時間外決裁するときに非常に迷うところも あると思うのだけれども、主幹職だけでいうと、この人が一般職になって、時間外を出すのだ けれども、部長制の今まで議論している移行の中で、では時間外は支給すると言ったのは町長 の裁量でもう決まっているのか。これは、時間外労働に対する対価ですから。あるいは、そし て当該職員にはどのように周知していますか。これは、職員全部が認知しなければいけないの です。そこで、職員手当の代替とすることで時間外手当の運用方針はきちんと職員に周知し、 示されて、これは忙しいよ、時間外やる。そういうことは、みんなが課長、部長も認めていい のかどうかです。先ほど水口議員も言ったけれども、ちょっと補足で言うとあの職員だけは何 であんなに時間外が多いとかが出てくるのだわ。どこかは別です。だけれども、管理職の人方 は、時間外手当は先ほど言ったように年間40万円ぐらいになるのだから、それを総務課長は時 間外で対応するって言ったのです。それを公の場で言っていますから、きちんと整理できます か、されていますか。そして、働き方改革と言っているけれども、これまでも時間外は縮小、 やめましょう、効率的な仕事をしますって言っていながら、町長自らが職制を使って職責を落 とした。落としたことがいいとか悪いは議論しません。それに対して、今度は来月からはそれ を時間外でやるというのは、これはちょっと矛盾というか、職員をばかにした話だね。そうい うことです。

〇議長(小西秀延君) 大黒副町長。

○副町長(大黒克已君) まずは、追加資料の先ほどの5ページのところの数値につきましては、これにつきましては、私のほうもこの根拠をしっかりと把握していなかったところについてはおわびを申し上げます。

主幹職の管理職手当は廃止して、それで時間外手当にということのご質問でございますが、あくまでも職責に対する対価ということの認識、これは我々も持っております。その上で、今回管理職ではなくなるということで、あくまでも一般職という扱いになりますので、これについては通常の係長以下の一般職と同等の時間外手当を支給するという対応になるということでございまして、これまでの管理職手当が下がる分を時間外手当で補填するとか、そういった意味で申し上げたわけではございません。あくまでも一般職と同等の扱いになりますので、時間外手当を支給対象とする職員に今回は移行するというようなことでございまして、その運用についてもこれまでの一般職と同等に扱うということで考えてございます。ただ、これまでもそうですけれども、働き方改革も含めてのべつ幕なしに時間外手当を上限なく支給するというこ

とを認めるわけではなくて、そこは部長職、課長職のしっかりとしたマネジメントの中で、必要最低限といいますか、必要な場合のみ時間外を、それは時間外勤務の承認をした上で、それに対する対価として時間外手当を支給するという考えでございます。

○議長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

〇議長(小西秀延君) 日程第4、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木徳子君) 議7─1をお開きください。議案第7号でございます。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議7-2をお開きください。議案説明でございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に基づき、選挙長等の費用弁償の額が変更されることから、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものである。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第19号)新旧対照表

改正後 改正前 別表(第2条、第4条関係) 別表(第2条、第4条関係) 職名 報酬 費用弁償 職名 報酬 費用弁償 区分 金額 鉄道 車賃 日当 宿泊料 区分 金額 鉄道 車賃 日当 宿泊料 賃(バ (1 | (胆 | (1夜に 賃(バ (1 |(胆 | (1夜に ス賃 キロ振管 つき) ス賃 キロ 振管 つき) を含 メー 外 1 町内町外 メー 外 1 町内 町外 を含 む。)、トル日に む。)、トル日に 船賃 につつ 船賃 につつ 及び き) き) 及び き) き) 航空 航空 賃 1 教育 委員 月額 円白老 円 円 円 円 1教育 委員 月額 円白老 用 用 用 用 26, 町職 37 1, 7, 26, 町職 委員 3 7 1, 7, 委員 1 00員等 00001, 00員等 00001, 会 会 0 0 0 0 0 0 0 0 0の旅 0の旅 |2|選挙|委員|月額|16, 費に 0 2選挙 委員 月額 16, 費に 0 管理 長 00関す 管理 長 00関す 0 る条 0 る条 委員 委員 14, 例(昭 14, 例(昭 委員 会 委員 00和2 00和2 0 6年 06年 |3農業|会長||月額||22,||条例 3農業会長月額22,条例 00第1 00第1 委員 委員 0 0 号) 0 0 号) 会 会 16, に規 16, に規 委員 委員 00定す 00定す οる額 οる額 4監査議会月額35, 4 監査 議会 月額 3 5, 委員 選出 0 0 委員 選出 0 0 0 0 知識 1 0 知識 1 0 8, 0 経験 8, 0 経験 0 0 0 0 5選挙選挙日額 10, 選挙 選挙 日額 12,

	長		8	О					長		2 0			
				0							0			
	 投票		1 2	_					投票		14,			
	所の		8	0					所の		5 0			
	投票			0					投票		0			
	管理								管理					
	者								者					
	期日		1 1	,					期日		12,			
	前投		3	0					前投		8 0			
	票所			0					票所		0			
	の投								の投					
	票管								票管					
	理者								理者					
	開票		1 0	,					開票		12,			
	管理		8	0					管理		2 0			
	者			0					者		<u>0</u>			
	投票		1 0	,					投票		12,			
	所の		9	0					所の		4 0			
	投票			0					投票		0			
	立会								立会					
	人								人					
	期日		9,	6					期日		10,			
	前投		0	0					前投		9 0			
	票所								票所		0			
	の投								の投					
	票立								票立					
	会人								会人					
	開票		8,						開票		10,			
	立会		0	0					立会		10			
	人								人		0			
	選挙		8,						選挙		10,			
	立会		0	0					立会 ·		10			
	人	D +-	<u> </u>						人		0			
	会長	日額							会長	日額	16,			
認定			9	0				認定			9 0			

ĺ	ı	ı	Ī	İ	1		ı	1		ı	ı	ı	lт	ı	ı		i	1	I	i		ı	ĺ		ı	1	1 1
	審査			0										審査	Ė				0								
	会	委員		12,										会	3	長員		1 2	2,								
				0 0														(0 0								
				0															0								
7	障害	会長	日額	16,									7	障害	: ₹	是長	日額	1 6	3 ,								
	支援			9 0										支援	-			9	0 0								
	区分			0										区分	١				0								
	判定	委員		12,										判定	3	委員		1 2	2,								
	等審			0 0										等審	:			(0 0								
	查会			0										査会					0								
8	学校	<u>医</u>	年額	69,									8	学校	医	Ē	年額	6 9	, 6								
	学校ī	歯科		0 0										学校	歯	科		(0 0								
	医			0										医					0								
9	学校	薬剤		63,									9	学校	薬	剤		6 3	3,								
	師			0 0										師				(0 0								
				О															0								
1	その	委員	日額	以内									1	その	켷	委員	日額	Ļ	人内								
0	他の	長		6, 9									О	他の	£	툿		6,	9								
	委員	会長		0 0										委員	. ≨	是長		(0 0								
	会等	委員		以内										会等	3	委員		Ļ	人内								
		臨時		6, 3											臣			6,	3								
		委員		0 0											73	委員		(0 0								
備	考			u .	1	1	1月	1	日だ	5) j	3翌:	年 4	備	考			ı			1	1	1	月·	1日7	から	翌年 4	
						月 3	O E	日ま	きでの	のが	を行	の場									月 3	0	日	まで	の旅	行の場	<u>1</u>
						合は	、宿	泊	料定	'額	のほ	まか、									合は	t.7	官泊	料定	≧額♂	ほか	
						1 夜	こにつ	つき	£ 5 (0 () 円	を加									1 蓚	えに	つ;	き 5	0 0	円を加]
						算し	.てラ	支糸	合する	る。											算し	て	支紅	給す	る。		
					2	道	外於	乍行	iのE	크 발	当に	つい								2	道	外	旅彳	うの	日当	こつい	ı.
						ては		1,	0	0 0	四円	を加									ては	t.	1,	0	0 0	円を加	1
						算し	.てラ	支糸	合する	る。											算し	て	支紅	給す	る。		
					3	町	内及	支 ひ	が町を	ሉ σ.)旅 [·]	行で								3	町	内	及で	が町を	外のが	旅行で	:
						宿泊	所(の指	1定2	がま	あり	定額									宿泊	所	う の	指定:	があ	り定額	Į
						を超	ええる	る宿	写泊制	料を	を要	した									を超	呈え	. る?	官泊:	料を	要した	-
						とき	は、	. 7	⊱の∄	事豸	実に	基づ									とき	は		その	事実	に基づ	5
ĺ						き増	給合	する	5 Z 6	<i>ل</i> لم	がで	き									き増	給	すん	るこ	とが	でき	

.	る。
4 嘱託医師(予以	・防接種を 4 嘱託医師(予防接種を
除く。)が診療	除業務に当 除く。)が診療業務に当
たる場合は、宿泊	3泊料を支 たる場合は、宿泊料を支
給しない。	給しない。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算(第2号)

○議長(小西秀延君) 日程第5、議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算(第2号) を議題に供します。

提案の説明を求めます。

增田企画財政課長。

〇企画財政課長(増田宏仁君) それでは、議1-1をお開きください。議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算(第2号)。

令和7年度白老町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億5,016万8,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月13日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、田上治彦議員。

- **○2番(田上治彦君)** 2番、田上です。ちょっと確認したいところなのですけれども、まず17ページの27節繰出金、760万円かな、次に19ページの23節、2,870万円なのですけれども、これは減額補正となっております。なぜ減額補正になったのか、その原因をまず伺いたいのと、では減額の補正になったときに少ない分は、これは結果的には病院が自分のところの収益でもって償還するとなるのでしょうか。
- 〇議長(小西秀延君) 温井病院参事。
- **〇病院参事(温井雅樹君)** 病院の改築の関係ですので、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、病院、介護医療院への一般会計からの出資金、繰出金のご質問だと思います。そして、こちらなのですけれども、この繰出金、出資金なのですが、改築に関わるものでございまして、内訳としましては国費と過疎債になっております。そして、今回なのですけれども、これが減額になっている理由でございますが、国からもらう補助金が減額の内示を受けまして今回マイナスということで計上させていただいております。そして、当然今回は国から減額された部分につきましては起債のほうでカバーすることで考えております。減額された部分の2分の1を過疎、2分の1を企業債で見て今回補正等を上げさせていただいております。

- 〇議長(小西秀延君) 2番、田上治彦議員。
- **〇2番(田上治彦君)** なぜ国が減額してきたのかということをちょっと聞きたかったのですけれども。
- 〇議長(小西秀延君) 温井病院参事。
- **〇病院参事(温井雅樹君)** 補助金の状況でございますが、近年なのですけれども、この補助金なのですけれども、手挙げする団体、補助申請する団体が急増しておりまして、補助金が薄まきになってきております。そして、そのために配当率というのが下がってきております。そして、今年度につきましては配当率が半分程度になっております。本則でいいますと、この補助金は50%の補助率なのですが、それの配当率が半分になっていますので、大体25%程度ということで、それで大きく補助金のほうが減少している状況でございます。
- 〇議長(小西秀延君) 1番、水口光盛議員。
- **〇1番(水口光盛君)** 1番、水口です。今関連議案第5号、第8号が通りました。成立した ということで、部制に関する予算なのですが、今回この関係の補正予算が上がっていないので すが、予算についてはどのように考えているのですか。
- 〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。
- **〇総務課長(鈴木徳子君)** 今回給与費に関して部長制が導入されるに当たって影響する部分 について補正をしなかった部分のご質問かと思っております。

この部分につきましては、当然増える部分、減る部分というところの考え方はありまして、 それは年間の給与費、今いただいている予算の執行状況等を鑑みた中で補正することなく執行 できるという見通しを持ちましたので、今回補正はしなかったという現状であります。

- 〇議長(小西秀延君) 1番、水口光盛議員。
- ○1番(水口光盛君) ちょっと聞き方が悪かったです。では、機構改革を行います。機構改革をやるといろいろな経費がかかると私は思っていましたが、昔ですが、その経費というのはないと思うのです。現計の予算でやられる。現計の予算でやるとしたら、我々予算等審査特別委員会も含めてその経費が上がっていない中で審査して、例えば予備費で行うとか、議案を出して条例を通したなら、私は関連予算って絶対あると思っているのです。古い人間ですから、必ず計上しなければならないって昔から教わっていましたので。でも、今回見えないということは、機構改革をやるのに予算なくてできるということですか。
- 〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。
- **〇総務課長(鈴木徳子君)** 給与費に関する部分は補正はありませんが、今回2款のところで 庁舎管理経費と情報化推進経費というところで、機構改革に伴う関連経費ということで提案さ せていただいておりました。
- 〇議長(小西秀延君) 1番、水口光盛議員。
- **〇1番(水口光盛君)** 今ご説明がありました。では、その計上予算、これは具体的にどのような経費がかかるのですか。
- 〇議長(小西秀延君) 鈴木総務課長。
- ○総務課長(鈴木徳子君) 機構改革に伴いまして課の配置ですとかが変わりますので、その部分に関する電話等の敷設の関係、それからインターネットに関する工事の関係等がありますので、具体的にはそのような内容になっております。
- 〇議長(小西秀延君) 9番、前田博之議員。
- 〇9番(前田博之君) 水口議員の関連でしますけれども、部制に伴う人件費が先ほど部長職で32万円かな、管理職がウン十万円になりますよね、500万円ぐらいになるのかな。これは、執行状況を見て補正しなかったということはどこかで人件費を相殺するということですよね。相殺になるということですよね。これは、今水口議員も話したけれども、町長の大きな政策で機構改革というのは当然人件費を増額するのです。これは、先ほど貮又議員も言っていましたけれども、やっぱり人件費です。相殺するのではなくて、きちんと予算に見える化で上げるべきではないですか。そうすると、やり方は分かっていますよね、財政課長にしたって、財源ゼロにして、説明の中でこれだけ経費がかかったと。途中で職員が何人辞めるから、この部分は見合い落としてゼロになるよ、それも残さないと後々予算で分からないのです。私が一般質問した、あるいは同僚議員がした。会議録を読まないと分からないですよ。

そして、今執行状況で分かる。これは、私は文句ではないのです。財政のやり方、手法を言っているのです。町長も副町長も財政課長をやったから、私はあまり分からないのだけれども、聞いているのだけれども、当初予算での見積りからすると、今予算執行は3か月ですよ。では、当初予算の見積りからそれだけ差があった予算編成だったの、これだけラフな。もっと厳しさ

がないと駄目ではないの。人件費の予算ってどうやってつくっているのだろう、500万円も相殺 されるなんて、しなくてもいい。そうでしょう。

では、一遍に言っておくけれども、これから人事院勧告もあるのだよ。今相殺して人事院勧告をやったとき、そうしたら足りなかったから合わせる、オンするの。去年の人事院勧告、全会計で総額1億1,500万円になっているのですよ。一般会計は9,000万円です。あえて病院を言えば約1,300万円ぐらいかな、になっている。では、補正予算で財源出るとしても予算書できちんと説明欄で明示するべきでないの。大ざっぱに人件費を組んでおいて、極端に言えば時間外手当って増えるのではないですか。増えていないですよ。なぜそういう予算なのですか。町長がいくぞって、部制をしくって言っているのなら、職員はきちんとこういうことを整理をして、もし予算に上がらなくても、私が言っているのが間違っているかどうか分からぬけれども、そういうものを表にして議会にきちんと明らかに説明をし、そうだねと、これが必要ではない。かかる経費は予算にも上がってこない、質問しなければ具体的には出てこない。当初の資料からすれば1,900万円ぐらい違ってくる。

町長、そういうことの予算でいいのかい。もう一回今日議論したことをきちんと精査して、資料を作って、補正予算に本当は上げるべきなのだけれども、そういうことをもう一回精査をして、かかる経費をきちんと積算して、どうだと。そして、今言った400万円、500万円かかる経費もそれではどこから工面するの。だから、退職者は出るの、その部分を振り替えたのかい。だから、そういうことをきちんと説明しないと今の水口議員みたくなるのです。本当は言いたくないのだ、私もこの年になって。だけれども、議会として我々も勉強して、予算というのは町民の台所だから、そういうことをやっぱり我々もチェックしなければいけないし、それは町民から負託されているのです。何でもはいはいと言うわけにはいかないと思う、議員も。私はだな。もうこれ以上言わないけれども、今の部分をきちんと整理してみてください。分かればきちんと言ってください。どこからどう削って400万円、補正予算しなかったのか。それで、人件費はどうなってくるの。人事院勧告だってもうすぐ来るのだよ。そういうことをきちんと整理をしてください。

〇議長(小西秀延君) 大黒副町長。

○副町長(大黒克已君) ただいまの前田議員のご指摘でございますが、もちろん前田議員のおっしゃることは間違いではございません。補正予算は総じて不足が生じる場合には増額補正、あるいは大きく減額する場合に減額補正ということで考えてございまして、今回の人件費につきましては総体の中で今回の増額分を今の現計予算で執行できるという考えの下に、今回の予算の中には増額等の補正はしてこなかったということでございます。

それと、その理由といたしましては、やはり退職を想定しておりまして、その分の減額が見込まれるというようなところも含めての相殺になります。それで、この件につきましては今ご指摘があったように今回事前の部設置条例の説明の中で、先ほど私もおわびを申し上げました総額で増額は幾らになるのかですとか、そういったところをしっかりと説明すべきだったと、その辺については反省しておりまして、今後前段の中でしっかりとその辺の今回の機構改革に伴う給与費の総額ですとか、そういったものにつきましてはお示しした中でご議論いただくとい

うような形を取っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(小西秀延君) 9番、前田博之議員。
- **〇9番(前田博之君)** そうしてほしいと思います。ただ、今回のやつの数字というものはきちんと整理をして議会に示してください。それでないと後々議論するときにどこを見て議論するか分かりませんから、きちんと一覧表を作って、増えた分、減る分どうだよと。課長職にしては手当がこうだけれども、こうだよと、そういう部分をきちんと出していただきたいと思いますが、いかがですか。
- 〇議長(小西秀延君) 大黒副町長。
- **○副町長(大黒克已君)** その辺につきましては、整理しまして後日議会のほうに提出したい と思います。
- 〇議長(小西秀延君) 10番、貮又聖規議員。
- O10番(貳又聖規君) 10番、貳又です。本当にそんなにもう質問はしたくないのですけれども、私はしっかりとした根拠を見せるべきだということでやはり、ごめんなさい、ページ数は25ページです。職員の人件費の関係です。これは、もう本当に今回の部長制をしくことでこの人件費は上がるわけです。今先ほど来副町長のほうからは総額でというお話がありましたけれども、私もこの公務員の給与制度、これは元白老町役場職員でしたし、人事給与担当を6年間ずっとやっておりましたから給与制度は詳しいです。その中でいくと、やはり例えばボーナスの関係だって役職加算で跳ね返ったりいろいろするわけではないですか。総額というだけではなくて、細かくやはりきちんと見せるべきだと思うのです。この部長を設置したことによって給料で幾ら、それに係る手当で幾ら、そして時間外だってそうですよね。そういったところをやっぱり細かく見せていただかなければ、しっかりとしたこの評価というのは、これはできないと思うのです。ですから、そこの部分はしっかりとやはり約束していただきたいと思うのです。総額で幾らなんていうことではなくて、きちんとした効果検証できるようなしっかりとした資料を作る。そのためには、現時点でもうそういったものがあるのであれば、やはり補正予算にこれは関わっていくわけですよね。と思いますので、その部分をしっかりと約束していただきたいと思います。
- 〇議長(小西秀延君) 大塩町長。
- **〇町長(大塩英男君)** 今資料の件についてご質問をいただきました。今回様々に追加資料を 含めて説明不足だったということで、私の立場からおわびしたいと思います。

ただ、1つ言わせていただきたいのは、先ほど総務課長が言ったように細かいその数字ってなると人事が絡むものですから、今回は総額でお出しせざるを得なかったというのはご理解いただければなと思います。

O議長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。
 - これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和7年度白老町一般会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(小西秀延君) 日程第6、議案第2号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計補正 予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

伊藤高齢者介護課長。

〇高齢者介護課長(伊藤信幸君) それでは、議 2-1 をお開きください。議案第 2 号 令和 7年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)。

令和7年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,193万7,000円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,711万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月13日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

〇議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定

することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 0時59分

○議長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第3号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計補 正予算(第1号)

〇議長(小西秀延君) 日程第7、議案第3号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計 補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間病院事務長。

〇病院事務長(本間 力君) 議3-1をお開きください。議案第3号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度白老町の介護医療院事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月13日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、田上治彦議員。

- **○2番(田上治彦君)** 2番、田上です。まず、7ページ、ご参照ください。7ページ、一番上、1節一般会計繰入金なのですけれども、収入が760万円、これは減額となっています。ちょっと確認なのですけれども、これは赤字経営にはならないでしょうかということなのです。となれば、結果最終的に繰入金としたら、町がその半分を負担をすることになるのかということをまず確認したいと思います。
- 〇議長(小西秀延君) 温井病院参事。
- **〇病院参事(温井雅樹君)** 私のほうからご答弁を申し上げます。

こちらなのですけれども、先ほども一般会計の補正予算でも説明したとおり、国費が減額したものに対して起債に振り返る補正予算になっております。そして、繰入金の部分でございますが、国費が減った分760万円が減りますので、その部分を企業債、同じく760万円計上して収支を合わせるというような補正となっております。こちらは赤字の経営になるのではないかというようなお話でございますが、当然介護医療院で企業債を借りますので、その返済が出てくると思います。その返済の部分については後年度の足かせというか、負担になると認識しております。

○議長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計補 正予算(第1号)

○議長(小西秀延君) 日程第8、議案第4号 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間病院事務長。

〇病院事務長(本間 力君) 議4-1 をお開きください。議案第4 号 令和7 年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1 号)。

第1条 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、既決予定額4億5,039万3,000円、補正予定額ゼロ円、計4億5,039万3,000円。

第1項出資金、既決予定額1億9,210万円、補正予定額マイナス2,870万円、計1億6,340万円。

第2項企業債、既決予定額1億2,820万円、補正予定額2,870万円、計1億5,690万円。

第3条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法のうち、 町立病院改築事業(改築Ⅱ期事業)の限度額「6,450万円」を「9,320万円」に改める。

令和7年6月13日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)、原案のとおり 決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて

〇議長(小西秀延君) 日程第9、議案第6号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

太田政策推進課長。

○政策推進課長(太田 誠君) 議6─1をお開きください。議案第6号 白老町個人番号の 利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議6-6をお開きください。附則であります。この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議6-7をお開きください。議案説明です。自治体情報システムの標準化、共 通化に係る規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。 次のページ、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する 条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい

7

〇議長(小西秀延君) 日程第10、議案第9号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木徳子君) 議9─1をお開きください。議案第9号です。白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略いたします。

附則でございます。この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議9-2をお開きください。議案説明です。令和7年7月1日機構改革に伴い、国家資格を有する専門職に対する待遇改善を実施するため、同職を担う会計年度任用職員についても調整額を導入する必要があることから、白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

議9-3の新旧対照表の朗読は省略いたします。

白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第29号)新旧対照表

改正前	改正後						
	_(フルタイム会計年度任用職員の給料の調整						
	<u>額)</u>						
	第5条の2 給与条例第7条の規定は、フルタイ						
	ム会計年度任用職員について準用する。						
(パートタイム会計年度任用職員の報酬)	(パートタイム会計年度任用職員の報酬)						
第17条 略	第17条 略						
2及び3 略	2及び3 略						
4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に	4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に						
規定するパートタイム会計年度任用職員の1週	規定するパートタイム会計年度任用職員の1週						
間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2	間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2						
条第1項に規定する勤務時間と同一であるとし	条第1項に規定する勤務時間と同一であるとし						
た場合に、その者の職務の内容及び責任、職務	た場合に、その者の職務の内容及び責任、職務						
遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に	遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に						
照らして第3条から <u>第5条</u> までの規定を適用し	照らして第3条から <u>第5条の2</u> までの規定を適						

用して得た額とする。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

て得た額とする。

議案第9号 白老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を 改正する条例の制定について

〇議長(小西秀延君) 日程第11、議案第10号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木徳子君) 議10─1をお開きください。議案第10号です。白老町職員の特殊 勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議10-2をお開きください。附則でございます。この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議10—3を御覧ください。議案説明でございます。令和7年7月1日より調整額が導入されることから、保育園等に勤務する会計年度任用職員に支給していた処遇改善手当を廃止し、調整額に変更するものである。また、緊急消防援助隊として救助等の作業を行った消防吏員に対し、新たに特殊勤務手当を支給するための所要の改正を行うため、白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正するものである。

議10-4以降の新旧対照表については省略いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町職員の特殊勤務手当支給条例(昭和47年条例第16号)新旧対照表

		1 40% FE 07 1	11 //*±/]177]		\ PI	н н т /	十木	יוועה / ניי	171 m X	
	改正前					改正後				
別表(別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
特殊勤	支給範囲	手当	当の額	支給方法等		特殊勤	支給範囲	手当	当の額	支給方法等
務手当						務手当				
の種類						の種類				
防疫等	感染症患者の	1回 5	00円			防疫等	感染症患者の	1回 5	00円	
作業手	防疫、収容作					作業手	防疫、収容作			
当	業に従事した					当	業に従事した			
	職員						職員			
医療研	病院において	院長	300,0			医療研	病院において	院長	300,0	
究手当	医療に従事す		00円			究手当	医療に従事す		00円	
	る院長、副院	副院長	250,0				る院長、副院	副院長	250,0	
	長、科長、医		00円				長、科長、医		00円	

	長及び医師	科長	220,0			- 長及び医師	科長	220,0	
	AND ELET		00円			A PERIL		00円	
		 医長	200,0				 医長	200,0	-
		EX	00円				EX	00円	
		 医師	100,0				 医師	100,0	-
		10 Pul	00円				P 10-17	00円	
手術手	 病院において	1 手術			手術手	病院において	1 手術		
	手術を行った					手術を行った			は、手術に
	医師			従事した医		医師			従事した医
	E HIP			師数に関係		E H-I-			師数に関係
				なく手術料					なく手術料
				の2割の額					の2割の額
		ない。		とする。					とする。
		2 閉鎖	循環麻酔				2 閉鎖	循環麻酔	
		術を放	値行したと				術を放	値行したと	
		きは、	所定金額				きは、	所定金額	
		を手術	う料に加算 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん				を手術	5料に加算	
		する。					する。		
放射線	エックス線照	月額 5	, 000		放射線	エックス線照	月額 5	, 000	
作業手	射作業に従事	円			作業手	射作業に従事	円		
当	するレントゲ				当	するレントゲ			
	ン技師					ン技師			
細菌検	細菌検査に従	臨床検	月額 5,		細菌検	細菌検査に従	臨床検	月額 5,	
查手当	事する臨床検	査技師	000円		査手当	事する臨床検	査技師	000円	
	査技師又は衛	又は衛				査技師又は衛	又は衛		
	生検査技師及	生検査				生検査技師及	生検査		
	び助手	技師				び助手	技師		
		助手	月額 1,				助手	月額 1,	
			000円					000円	
死体検	死体の検案を	医師	死体検案	支給の対象	死体検	死体の検案を	医師	死体検案	支給の対象
案手当	行った医師及		料の4割	となる職員	案手当	行った医師及		料の4割	となる職員
	びこれに従事		の額	が2人以上		びこれに従事		の額	が2人以上
	した職員	職員	死体検案	の場合は手		した職員	職員	死体検案	の場合は手
			料の1割	当の額の範				料の1割	当の額の範
			の額	囲内で人員				の額	囲内で人員

				に応じて按						に応じて接
				分支給す						分支給す
				る。						る。
夜間業	正規の勤務時	1回の勤	務につき			夜間業	正規の勤務時	1回の	動務につき	
務手当	間として、深	3, 3	800円			務手当	間として、深	3,	300円	
	夜(午後10						夜(午後10			
	時から翌日午						時から翌日午			
	前5時までの						前5時までの			
	間)の全部又						間)の全部又			
	は一部にわた						は一部にわた			
	り看護又は介						り看護又は介			
	護業務に従事						護業務に従事			
	した職員						した職員			
産業医	病院外の事業	勤務4時	請問以上			産業医	病院外の事業	勤務4日	時間以上	
手当	所等で労働安	20, C	00円			手当	所等で労働安	20,	000円	
	全衛生法(昭	勤務4時	計間未満				全衛生法(昭	勤務4日	時間未満	
	和47年法律	10, C	00円				和47年法律	10,	000円	
	第57号)第						第57号)第			
	13条の規定						13条の規定			
	による産業医						による産業医			
	として健康管						として健康管			
	理等の業務に						理等の業務に			
	従事した医師						従事した医師			
派遣診	病院外の施設	勤務4段	閉以上			派遣診	病院外の施設	勤務4日	時間以上	
療手当	又は医療機関	20, 0	00円		1	療手当	又は医療機関	20,	000円	
	等で診療又は	勤務4時	情間未満				等で診療又は	勤務4日	侍間未満	
	健康診断業務	10, C	00円				健康診断業務	10,	000円	
	に従事した医						に従事した医			
	師						師			
消防業	消防本部(署)	月額 3	3, 000			消防業	消防本部(署)	月額	3, 000	
務手当	及び出張所に	円				務手当	及び出張所に	円		
	勤務する消防						勤務する消防			
	吏員						吏員			
隔日勤	消防本部(署)	月額 3	3, 000			隔日勤	消防本部(署)	月額	3, 000	
務手当	及び出張所に	円				務手当	及び出張所に	円		

	 勤務する消防			_ 勤務する消防		
	 			吏員で隔日勤		
	 務の者			務の者		
消防出	救急・火災・1回 400円		消防出	救急・火災・	1回 400円	
動手当	 救助に従事し		動手当	 救助に従事し		
	た職員			た職員		
学校医	学校保健安全月額 5,000		災害応	消防組織法	日額 840円	本手当を支
手当	 法(昭和33円		急作業	(昭和22年	(業務が深夜にお	給するとき
	年法律第56		等手当	法律第226	いて行われた場合	は他の特殊
	号) 第16条			号)第45条	にあってはその 1	勤務手当は
	第4項に規定			第1項に規定	00分の50に相	<u>支給しな</u>
	する業務に従			する緊急消防	当する額を加算す	<u>ر، </u>
	事する医師			援助隊とし	<u>る)</u>	
学校薬	学校保健安全月額 4,500			て、異常な自		
剤師手	法第16条第円			然現象若しく		
当	4項に規定す			は大規模な事		
	る業務に従事			故により重大		
	する薬剤師			な災害が発生		
処遇改	はまなす保育報酬又は給料の月	1円未満の		した箇所又は		
善手当	園又は放課後額に100分の3	端数が生じ		その周辺にお		
	児童クラブにを乗じて得た額	たときは、		いて行う避難		
	勤務する会計	これを切り		救助作業等に		
	年度任用職員	捨てるもの		従事した消防		
	(地方公務員	とする。		<u>吏員</u>		
	法第22条の			<u>緊急消防援助</u>	日額 1,080	
	2第1項に規			隊として、大	円(業務が深夜に	
	定する会計年			規模な災害と	<u>おいて行われた場</u>	
	度任用職員を			して災害救助	<u>合にあってはその</u>	
	いう。)			法(昭和22	100分の50に	
				<u>年法律第11</u>	相当する額を加算	
				8号)が適用		
				<u>されるなど町</u>		
				長が認める災		
				害に係る現場		
				作業等に従事		

Li				•
	した消防吏員			
	上記作業が、	日額 2,	160	
	災害対策基本	<u>円</u>		
	法(昭和36			
	年法律第22			
	3号) に基づ			
	く措置がなさ			
	れた区域など			
	町長が著しく			
	危険と認める			
	区域で従事し			
	た消防吏員			
学校医	学校保健安全	 月額 5,	000	
手当	法(昭和33	円		
	年法律第56			
	号)第16条			
	第4項に規定			
	する業務に従			
	事する医師			
学校薬	学校保健安全	 月額 4.	500	
	法第16条第			
当	4項に規定す			
	る業務に従事			
	する薬剤師			
	, 0 >/< / / JH·Ir			

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原

案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定に ついて

〇議長(小西秀延君) 日程第12、議案第11号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾税務課長。

○税務課長(高尾利弘君) 議11─1 をお開きください。議案第11号 白老町税条例の一部を 改正する条例の制定について。

自老町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議11-3をお開きください。附則です。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月 1日。
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する 法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日。

次の第2条から第5条までの経過措置については、朗読を省略させていただきます。

次に、議11—6をお開きください。議案説明です。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことから、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表については朗読を省略させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(小西秀延君) 日程第13、議案第12号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長(久保雅計君) それでは、議12─1をお開きください。議案第12号でございます。 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議12—2をお開きください。議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の朗読につきましては省略させていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(小西秀延君) 日程第14、議案第13号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

齋藤子育て支援課長。

〇子育て支援課長(齋藤大輔君) 議13—1をお開きください。議案第13号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

次に、議13—3をお開きください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。 続きまして、議13—4、議案説明でございます。家庭的保育事業の設備及び運営に関する基 準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運 営に関する基準の一部改正に伴い、引用箇所の改正について所要の整備を行うため、本条例の 一部を改正するものでございます。

次に、議13-5、新旧対照表でございますが、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第21号)新旧対照表

改正前	改正後				
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)				
第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業	第 6 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事				
を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)	業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」と				

を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第 | いう。)を除く。以下この条、次条第1項、第7

2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1 項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条 第1項から第3項まで並びに附則第3条において 同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確 実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育 の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要 な教育(教育基本法(平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校におい て行われる教育をいう。第3号において同じ。)又 は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事 項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て 支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項 に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定 する幼稚園をいう。) 又は認定こども園(同項に規 定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」 という。)を適切に確保しなければならない。ただ し、連携施設の確保が著しく困難であると町が認 める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型 保育事業を除く。第16条第2項第3号において 同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、こ <u>の限りでない。</u>

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第 15条第1項、第2項及び第5項、第16条並 びに第17条第1項から第3項まで並びに附則 第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する 保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育 事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以 上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平 成18年法律第120号)第6条第1項に規定 する法律に定める学校において行われる教育を いう。第3号において同じ。) 又は保育が継続的 に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携 協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平 成24年法律第65号)第7条第4項に規定す る保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼 稚園をいう。) 又は認定こども園(同項に規定す る認定こども園をいう。)(以下「連携施設」と いう。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を

提供すること。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容 支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難 であると認める場合であって、次の各号に掲げ る要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1号の規定を適用しないこととすることができ る。
 - (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携</u> 協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携 協力者との間でそれぞれの役割の分担及び 責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の 遂行に支障が生じないようにするための措 置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 27条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは 小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行 う者(第5項において「小規模保育事業 A 型事 業者等」という。)であって、第1項第1号に掲 げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力 者を適切に確保した場合には、次のア及びイ に掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力 者との間でそれぞれの役割の分担及び責任 の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行 に支障が生じないようにするための措置が

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の 提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると 認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全 てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を 適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携 協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担 及び所在が明確化されていること。

- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の 業務の遂行に支障が生じないようにするため <u>の措置が講じられていること</u>。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に 係る連携協力を行う者として適切に確保しなけれ ばならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業 等を行う場所又は事業所(次号において「事業 実施場所」という。) 以外の場所又は事業所に おいて代替保育が提供される場合 第27条 に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模 保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者 (次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」 <u>という。)</u>
 - (2) 略
- 4 略
- <u>5</u> 略

附則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所 内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著し く困難であって、子ども・子育て支援法第59条 第4号に規定する事業による支援その他の必要な 適切な支援を行うことができると町が認める場合 は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行 日から起算して10年を経過する日までの間、連 携施設の確保をしないことができる。

講じられていること。

- (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保 育連携協力者の確保の促進のために必要な措 置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の 確保が著しく困難であること。
- 第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者で あって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等 を行う場所又は事業所(次号において「事業 実施場所」という。) 以外の場所又は事業所に おいて代替保育が提供される場合 小規模保 育事業 A 型事業者等
 - (2) 略
- 6 略
- <u>7</u> 略

附則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業 所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が 著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59条第4号に規定する事業による支援その他 の必要な適切な支援を行うことができると町が 認める場合は、第6条第1項本文の規定にかか わらず、施行日から起算して15年を経過する 日までの間、連携施設の確保をしないことがで きる。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

「 挙手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

〇議長(小西秀延君) 日程第15、議案第14号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

齋藤子育て支援課長。

〇子育て支援課長(齋藤大輔君) 続きまして、議14—1をお開きください。議案第14号 白 老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

続きまして、議14-3をお開きください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議14—4の議案説明でございます。家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、引用箇所の改正について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議14-5の新旧対照表でございますが、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第22号)新旧対照表

改正前

第37条 特定地域型保育事業 (事業所内保育事 業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確 認において定めるものに限る。以下この章にお いて同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては 1人以上5人以下、小規模保育事業 A 型 (家庭 的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平 成26年厚生労働省令第61号)第27条に規 定する小規模保育事業 A 型をいう。第42条第 3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業 B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業 B型をいう。同号において同じ。) にあっては 6 人以上19人以下、小規模保育事業 C型(同条 に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4条において同じ。)にあっては6人以上10人 以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とす る。

2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると町が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させ

改正後

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事 業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確 認において定めるものに限る。以下この章にお いて同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては 1人以上5人以下、小規模保育事業 A 型 (家庭 的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平 成26年厚生労働省令第61号)第27条に規 定する小規模保育事業 A 型をいう。第42条第 3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同 省令第27条に規定する小規模保育事業 B 型を いう。第42条第3項において同じ。)にあって は6人以上19人以下、小規模保育事業0型(同 条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。 附則 第4条において同じ。)にあっては6人以上10 人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人と する。

2 略

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させ

るための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を<u>行う</u>こと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

るための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援 (次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連 携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連 携協力者との間でそれぞれの役割の分担及 び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の 遂行に支障が生じないようにするための措 置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小 規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型 又は事業所内保育事業を行う者(第5項におい

- 2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する 連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の 分担及び責任の所在が明確化されているこ と。

- (2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来 の業務の遂行に支障が生じないようにするた めの措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げ る事項に係る連携協力を行う者として適切に確 保しなければならない。
 - (1) <u>当該</u>特定地域型保育事業者が特定地域型 保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は 事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(次号に おいて「小規模保育事業 A 型事業者等」とい う。)

で「小規模保育事業 A 型事業者等」という。)で あって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携 協力を行うものをいう。

- 4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行 に支障が生じないようにするための措置が 講じられていること。
 - (2) 町長が特定地域型保育事業者による代替 保育連携協力者の確保の促進のために必要な 措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者 の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項 第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者で あって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育 事業を行う場所又は事業所(次号において「事 業実施場所」という。)以外の場所又は事業所 において代替保育が提供される場合 小規模 保育事業 A 型事業者等

(2) 略

<u>4</u> 略 5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

附則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(2) 略

6 略

<u>7</u> 略

8 略

9 略

10 略

11 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 白老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号 町道の路線認定及び廃止について

〇議長(小西秀延君) 日程第16、議案第15号 町道の路線認定及び廃止についてを議題に供 します。

提案の説明を求めます。

瀬賀建設課長。

○建設課長(瀬賀重史君) それでは、議15—1をお開き願います。議案第15号でございます。 議案第15号 町道の路線認定及び廃止について。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり路線を認定及び廃止することから、議会の議決を求める。

令和7年6月13日提出。白老町長。

次に、議15-2をお開き願います。議案説明でございます。町道の路線認定及び廃止について。

下記の理由により、町道の路線認定及び廃止するものであります。

本路線に隣接する複数事業者から、土地利用計画変更に伴う用途廃止要望があり現況を確認したところ、町道としての機能が著しく低いことから、次の路線の認定及び廃止をするものであります。

認定及び廃止をする路線は、路線番号F-7、飛生2番線と路線番号F-8、飛生3番線の 2路線となっておりまして、それぞれ起点変更に伴い認定及び廃止を行うものであります。 以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 町道の路線認定及び廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙 手を願います。

〔挙手全員〕

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 工事請負契約の締結について(令和7年度施 行 敷生橋橋梁修繕工事) 〇議長(小西秀延君) 日程第17、議案第16号 工事請負契約の締結について(令和7年度施行 敷生橋橋梁修繕工事)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

增田企画財政課長。

○企画財政課長(増田宏仁君) 議16─1 をお開きください。議案第16号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

- 1、契約の目的、令和7年度施行 敷生橋橋梁修繕工事。
- 2、契約の方法、制限付一般競争入札。
- 3、契約の金額、1億4,850万円。
- 4、契約の相手方、川田・丸幸鈴木特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町字石山 15番地、株式会社川田建設代表取締役、川田泰正、構成員、白老郡白老町字社台53番地1、丸 幸鈴木建設工業株式会社代表取締役、鈴木武幸。
 - 5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第7号の規定により免除いたします。 続いて、議16-2をお開きください。議案説明です。
 - 1、工事場所、白老郡白老町字竹浦。
- 2、工事概要、本工事は、完成後50年が経過し、老朽化及び腐食の著しい敷生橋の修繕を実施するものであり、今年度は全長108.5メートルのうち72.3メートルにおける主桁等の鋼材補修及び塗装補修を実施するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 工事請負契約の締結について(令和7年度施行 敷生橋橋梁修繕工事)、原案の とおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 工事請負契約の締結について(令和7年度施行 街路灯改修工事)

〇議長(小西秀延君) 日程第18、議案第17号 工事請負契約の締結について(令和7年度施行 街路灯改修工事)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

增田企画財政課長。

○企画財政課長(増田宏仁君) 続いて、議17─1をお開きください。議案第17号 工事請負 契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年6月13日提出。白老町長。

- 1、契約の目的、令和7年度施行 街路灯改修工事。
- 2、契約の方法、制限付一般競争入札。
- 3、契約の金額、1億9,008万円。
- 4、契約の相手方、白電社・谷野特定建設工事共同企業体、代表者、白老郡白老町高砂町1 丁目1番55号、株式会社白電社代表取締役、谷島和治、構成員、白老郡白老町字萩野338番地127、 株式会社谷野電設代表取締役、長谷川栄達。
 - 5、契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第7号の規定により免除となります。 議17—2をお開きください。議案説明です。
 - 1、工事場所、白老郡白老町町内一円となります。
- 2、工事概要、本工事は、道路安全の確保、維持管理のコスト削減及び施設の長寿命化を図るため、街路灯のLED化改修を行うものであり、今年度はLED未改修となっている237基及び腐食の著しい照明分電盤11基の改修を実施するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 工事請負契約の締結について(令和7年度施行 街路灯改修工事)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について(令和6年度白老町一般会計補正予算(第13号))

○議長(小西秀延君) 日程第19、報告第1号 専決処分の報告について(令和6年度白老町一般会計補正予算(第13号))を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

增田企画財政課長。

〇企画財政課長(増田宏仁君) 続きまして、報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出。白老町長。

(4)、会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関 し歳入歳出予算の補正をすること。

報1-2をお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長に おいて専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決。白老町長。

令和6年度白老町一般会計補正予算(第13号)。

令和6年度白老町の一般会計補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,551万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億919万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね したいことがありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について(白老町税条例の一部を改正する条例の制定について)

○議長(小西秀延君) 日程第20、報告第2号 専決処分の報告について(白老町税条例の一

部を改正する条例の制定について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾税務課長。

○税務課長(高尾利弘君) 報2─1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別 紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出。白老町長。

(6)、会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

次のページでございます。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長に おいて専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決。白老町長。

白老町税条例の一部を改正する条例。

白老町税条例の一部を次のように改正する。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

報2-3をお開きください。附則でございます。施行期日、第1条、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第2条及び第3条の経過措置につきましては、朗読を省略させていただきます。

次に、報2-5をお開きください。議案説明です。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、 専決処分により改正したものである。

新旧対照表については、朗読を省略させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね したいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 専決処分の報告について(白老町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の制定について)

〇議長(小西秀延君) 日程第21、報告第3号 専決処分の報告について(白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

久保町民課長。

O町民課長(久保雅計君) それでは、報3−1をお開きください。報告第3号 専決処分の

報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別 紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出。白老町長。

記、(6)、会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を 行うこと。

次のページでございます。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により、町長に おいて専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日専決。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

本文の朗読は省略させていただき、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次のページでございます。議案説明です。地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。 新旧対照表は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

○議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね したいことがありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)

〇議長(小西秀延君) 日程第22、報告第4号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

鈴木総務課長。

〇総務課長(鈴木徳子君) 報4-1 をお開きください。報告第4号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別 紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出。白老町長。

(1)、法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。

報4-2をお開きください。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年4月22日専決。白老町長。

- 1、損害賠償の額、金、4,408円。
- 2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

報4-3をお開きください。事故の発生状況です。

- 1、日時、令和7年3月22日午後4時半頃。
- 2、場所、白老町字北吉原362-2付近、町道石山大通。
- 3、当事者、甲、乙、記載のとおりでございます。
- 4、状況、令和7年3月22日午後4時半頃、乙が散歩中、コンクリート蓋のずれた雨水ますに落下し、左膝を打撲、ほかに擦り傷、切り傷を負ったものである。
 - 5、被害の程度、乙、左膝打撲、擦り傷、切り傷。
- 6、損害賠償額、本件は、甲が管理する町道石山大通において、コンクリート蓋2枚のうち1枚が破損しており、何らかの原因で蓋がずれていたことにより発生した事故であるため、甲は治療費2,420円、慰謝料8,600円のうち4割を負担することとし、乙が指定する方法により、4,408円を支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものである。

報4-3の次のページに事故現場の見取図をつけております。

以上、説明を終了いたします。

〇議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね したいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 報告第4号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)

〇議長(小西秀延君) 日程第23、報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

鈴木総務課長。

O総務課長(鈴木徳子君) 報 5-1 をお開きください。報告第 5 号です。専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別 紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 令和7年6月13日提出。白老町長。

(1)、法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。

報5-2をお開きください。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年5月23日専決。白老町長。

- 1、損害賠償の額、金、12万3,926円。
- 2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

報5-3を御覧ください。事故の発生状況でございます。

- 1、日時、令和6年10月8日午後2時35分頃。
- 2、場所、白老町本町1丁目1番1号、白老町中央公民館正面玄関前。
- 3、当事者、甲、乙、記載のとおりでございます。
- 4、状況、令和6年10月8日午後2時35分頃、甲が乗客を降ろすため車両を停止し、出発しようと左前方へ発進したところ、左後方から進入してきた乙の車両の右後方部分と甲の車両の左前方部が衝突したものである。
 - 5、被害の程度、乙、右後方ドア及びドア付近破損、へこみでございます。
- 6、損害賠償額、本件は、甲が発進する際、安全確認を怠ったこと等により発生した事故であるため、甲は修理費用総額17万3,250円のうち8割の13万8,600円から乙責任額の1万4,674円を相殺した12万3,926円を負担することとし、乙が指定する方法により12万3,926円を支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものである。

報5-3の次のページに事故現場の位置図をつけております。

以上、説明を終了いたします。

〇議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね したいことがありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 報告第5号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)

〇議長(小西秀延君) 日程第24、報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

鈴木総務課長。

〇総務課長(鈴木徳子君) 報 6-1 をお開きください。報告第 6 号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別 紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出。白老町長。

(1)、法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。

報6-2をお開きください。専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年6月4日専決。白老町長。

- 1、損害賠償の額、金、4万3,076円。
- 2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

報6-3をお開きください。事故の発生状況でございます。

- 1、日時、令和7年3月7日午後2時頃。
- 2、場所、白老町字社台375-54付近、町道ポロト社台線。
- 3、当事者、甲、乙、丙、記載のとおりでございます。
- 4、状況、令和7年3月7日午後2時頃、乙が所有する車両を丙が運転中、砂利道の凸凹によりフロントバンパーが損傷したものである。
 - 5、被害の程度、乙、車両、フロントバンパー損傷。
- 6、損害賠償額、本件は、甲が管理する町道ポロト社台線において、凸凹が発生していたこと及び雪解けによる着水で砂利搬入による整備が困難であったことなどにより発生した事故であるため、甲は修理費用総額10万7,690円のうち4割を負担することとし、乙が指定する方法により、4万3,076円を支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものである。

報6-3の次のページに事故現場位置図をつけております。

以上で説明を終了いたします。

○議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね したいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 報告第6号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第7号 令和6年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算 書について

〇議長(小西秀延君) 日程第25、報告第7号 令和6年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長(増田宏仁君) 報7─1をお開きください。報告第7号 令和6年度白老町

一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和6年度白老町一般会計補正予算(第11号及び第12号)第2表の繰越明許費は、別紙のと おり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出。白老町長。

報7-2をお開きください。繰越計算書です。表に記載のとおり、合計4事業、2億2,418万8,000円を翌年度に繰越しをするものでございます。

説明は以上であります。

〇議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね したいことがありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 報告第7号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第8号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

〇議長(小西秀延君) 日程第26、報告第8号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木徳子君) 報8-1をお開きください。報告第8号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和7年6月13日提出。白老町長。

- (1)、一般財団法人白老町体育協会令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画。
- (2)、一般社団法人しらおい振興センター令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画。
- **〇議長(小西秀延君)** ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ね したいことがありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(小西秀延君) 報告第8号は、これをもって報告済みといたします。 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の 制定について 〇議長(小西秀延君) 日程第27、発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

[議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇]

○議会運営委員会委員長(佐藤雄大君) 発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議2-2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア、総務財政部総務課、総務財政部財政税務課、企画振興部企画政策課(総務文教に関する ことに限る。)及び町民生活部町民サービス課(総務文教に関することに限る。)の所管に関す る事項。

第2条第2号アを次のように改める。

ア、企画振興部企画政策課(産業厚生に関することに限る。)、企画振興部産業経済課、町民 生活部町民サービス課(産業厚生に関することに限る。)、保健福祉部福祉課、保健福祉部健康 子育て課、都市整備部建設課及び都市整備部上下水道課の所管に関する事項。

第2条第2号にエとして次のように加える。

工、教育委員会の所管に関する事項(産業厚生に関することに限る。)。

附則、この条例は、令和7年7月1日から施行する。

発議2-3をお開きください。議案説明であります。行政の組織機構の見直しによる白老町部設置条例の制定に伴い、各常任委員会の所管について、部課名の変更など所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表は下記のとおりであります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせてい ただきます。

〇議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号 白老町議会議員定数削減と議員報酬増に関する 陳情書

〇議長(小西秀延君) 日程第28、陳情第1号 白老町議会議員定数削減と議員報酬増に関する陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。本陳情については、会議規則第76条第1項及び第77条の規定に基づき、 議会運営委員会に付託の上、休会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 白老町議会議員定数削減と議員報酬増に関する陳情書は、議会運営委員会へ付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。審査方よろしくお願いいたします。

◎報告第9号 例月出納検査の結果報告について

〇議長(小西秀延君) 日程第29、報告第9号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供 します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 報告第9号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

〇議長(小西秀延君) 日程第30、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。 本件につきましては、別紙のとおり、北海道町村議会議長会が主催する議員研修会などが予 定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思います。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第2号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保 等を求める意見書(案)

〇議長(小西秀延君) 日程第31、意見書案第2号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

〇3番(氏家裕治君) 意見書案第2号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティー対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

記

- 1. 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2.消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3. 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[举手全員]

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

②意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・ 林業・木材産業施策の充実・強化を求める 意見書(案)

〇議長(小西秀延君) 日程第32、意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・ 林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

9番、前田博之議員。

〔9番 前田博之君登壇〕

○9番(前田博之君) 意見書案第3号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充

実・強化を求める意見書(案)

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業な

ど国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造 建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国会及び政府においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1. 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- 2. 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第3号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔举手全員〕

〇議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎委員会所管事務調査の報告について

○議長(小西秀延君) 日程第33、委員会の所管事務調査について調査結果の報告を求めます。 最初に、議会運営委員会佐藤雄大委員長。

[議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇]

〇議会運営委員会委員長(佐藤雄大君) 本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり中間報告します。

記、1、調査事項、第6次議会改革、議員定数及び議員報酬の見直しについて。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、

6、職務のために出席した者の職・氏名は記載のとおりです。

7、調査結果。

本委員会は、第6次議会改革の一環として、議員定数及び議員報酬の見直しについて、調査・ 検討を行った。その内容を次のとおり報告する。

現状と課題。

本委員会では議員定数について、過去の議会改革の経緯、本町の財政状況を踏まえた議会費の割合や道内自治体の議員定数と人口比較等の調査を実施した。その結果、近隣町や同規模自治体と比較して、人口比に対して議員の負担割合が大きい状況(議員1人当たり1,000人程度)であるとの調査結果が出た。

議員報酬については全国町村議会議長会においても、成り手不足を含め、様々な視点から町村議員の報酬を増額する議論が進んでいる。議員の活動は、本会議や委員会等をはじめ、研修や視察への派遣、議会懇談会等といった議会活動のほか、議員個人としても住民との対話や相談対応、各種行事への出席、議案の精読や質疑の準備、情報収集等、その活動は広範にわたる。こうした議会・議員としての活動量(156日)を、首長の活動量(305日)と比較し、首長の

こっした議会・議員としての活動量(156日)を、百長の活動量(305日)と比較し、百長の 月額給料(82万円)から議員報酬を試算すると約42万円となる。さらに近年、近隣市町では、 議員報酬が2万円から3万円程度増額されており、苫小牧市では令和6年度に3万円の増額、 安平町では平成29年度に3万円、厚真町では令和5年度に2万円の増額が行われている現状が ある。

課題として、白老町議会では平成11年から議会改革において、最大22名いた議員定数を現在の14名まで、他自治体に先駆けて削減を行ってきた経緯があり、無投票選挙こそないものの、人口減少を見据えた議員の担い手不足対策や、「町民に信頼され開かれた議会づくり」が求められている。

報酬については平成13年を最後に20年以上にわたり見直しが行われず、白老町特別職報酬等審議会においても、令和4、5年と2年連続で議員報酬を増額すべきとの答申を受けている。また、消費者物価指数は2001年の96.62から2023年には105.6と約1割上昇し、平成23年には議員年金が廃止され、企業等に属していない限り、社会保険料は全額個人負担となっている。

委員会意見。

議員定数。

主な論点として、町民の意見を聞きながら議論して決める必要性、各常任委員会は最低6名 の構成人数が必要であること、多様な住民意思の反映、他自治体との比較、議会機能の維持等 が挙げられた。

議員定数については、今後も人口減少を見据えた上で見直しや議論を継続する必要がある。 議員定数を削減しても町民の声をこれまで以上に酌み取れるよう、町民との対話を増やし、 議会の質の向上に努めなければならない。

少数意見として、人口減少と10年先を見据えて4名減にすべきであるとの意見があった。 議員報酬。

20年以上にわたり議員報酬の見直しが行われていない状況と、様々な社会情勢の変化を踏ま

え、議員報酬の増額は必要である。

議員報酬を増額する前提として、議会機能の強化は必要不可欠であり、議会の広報広聴活動の充実、町民に対するより効果的な情報発信や議会運営を行う必要がある。

未来を見据えた地域社会に貢献し続け、今後の議会・議員活動の質を向上させるためにも議員報酬額を増額すべきである。

少数意見として、増額理由が不明であり、増額には反対であるとの意見があった。 まとめ。

中間報告として、ここまでの議論では全会派一致に至ってはいないが、議員定数は現状の14名から13名に削減し、議員報酬は月額3万円増額することを提案し、次期改選から適用することとして、定例会9月会議での条例改正に向けて取り組んでいくこととする。

以上であります。

〇議長(小西秀延君) 次に、総務文教常任委員会貮又聖規委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 貮又聖規君登壇〕

〇総務文教常任委員会委員長(貮又聖規君) 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、(1)、常任委員会、地域コミュニティを支える公共施設の在り方について。(2)、分科会、白老大町第1町内会連合会との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、 6、分科会(懇談)への出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりで あります。

8、調査結果。

本委員会は、地域コミュニティを支える公共施設の在り方について、担当課から説明を受け、 経過、現状及び課題を把握し、所管事務調査並びに活動団体との懇談を終了したので、その内 容を次のとおり報告する。

(1)、現状と課題。

①、公共施設の現状と課題。

白老町には平成29年(2017年)時点で132の公共施設が存在し、そのうち1980年以前に建設された築30年以上の施設が約65%を占めている。現在は80%以上が築30年以上と推測され、老朽化が著しい状況である。

施設の維持・更新には膨大な予算が必要であるが、現実には応急的な修繕で対応している施設も多く、機能低下と利用者数の減少が課題となっている。

加えて、人口減少や少子高齢化、多様化する町民ニーズへの対応も求められており、既存施設の再編と効率的な利活用が急務である。

集会施設の現状と課題。

町内の生活館・公民館・福祉館・町内会館など、集会施設も利用者減少が続いている。コロナ禍で一時的に利用者数が急減し、その後、回復傾向にあるものの、平成26年度と比べると生活館で約7割、公民館で半減と、長期的な減少傾向は顕著である。

町内会館は、町内会などが自主運営しており、使用頻度や用途に大きなばらつきがある。萩の里会館のように年間2,000人以上の利用がある施設もあるが、多くは数十人から数百人規模にとどまる。

町としても、火災保険料の一部補助など支援を行っているが、今後の維持管理や修繕の課題が地域の懸念として上がっている。

(2)、白老町公共施設適正配置計画と公共施設の基本方針について。

白老町では、以下の2つの計画を基盤として公共施設の適正配置を推進している。

①、白老町公共施設等総合管理計画(平成29年策定)。

国のインフラ長寿命化方針を受け、計画的な維持管理とコスト削減を目的として策定された。

②、白老町公共施設等適正配置計画(令和7年5月策定予定)。

将来の人口や財政規模に応じたスリムな公共施設体制の構築を目的とし、2036年までに延べ 床面積30%削減を目標としている。

③、基本方針の3本柱。

ア)、公共施設のスリム化。

既存施設の有効活用と統廃合の推進、新設は原則行わない。

イ)、トータルコスト削減のための適切な維持管理。

施設の状態を把握し、計画的な修繕と更新を進めることで財政負担の平準化を図る。

ウ)、全庁的なマネジメント体制と町民との情報共有。

推進委員会・作業部会の設置、町民説明会や意見交換の実施。

- (3)、対策と今後の方向性。
- ①、公共施設全体の方針。

地域の現状と将来ニーズを分析した上で、統合・廃止の可否を検討。

地域住民への丁寧な説明と意見聴取の場を設ける。

代替施設の整備や活動継続のための支援も併せて検討。

②、集会施設に関する対策。

地区ごとに少なくとも1つの集会・文化活動拠点を確保。

老朽化した施設の統廃合や複合化を進める一方、地域のつながりを断たないよう一定規模で の維持継続を基本とする。

継続する施設についても、将来ニーズを見据えた維持管理と利活用の工夫が求められる。

(4)、委員会の意見。

- ①、公民館・生活館の民間移譲による利活用も積極的に検討すべき。
- ②、老朽化に関して具体的な築年数や基準の明示が必要。コミュニティの希薄化を防ぐ視点からの施設存続の必要性を指摘。
- ③、生活館や公民館の法的根拠、民間施設(飲食店等)との連携の可能性、用途に応じた使い分けの必要性を提起。災害時の避難場所など「公共性」の再評価も重要と指摘。用途変更による可能性も提言。
 - ④、適正配置計画はまちづくりの中核であり、「縮充」という思想が重要。単なる統合ではな

く、地域の核となる施設をどう生かすかが問われている。地域グランドデザインを住民と共に 構築していく必要性を強調。用途変更や民間移譲についても言及。

- ⑤、「コミュニティーとは何か」を原点から議論すべき。教育・福祉・スポーツなど分野横断的な施設活用の戦略が必要。予算や運営体制の根拠が見えないままの進行に疑問を呈した。また、地域活性化の中での集落支援員の活用を提言。町内会に出向き、現場の声を丁寧に聞き取る仕組みを制度化することが重要。
- ⑥、町内会活動の維持には、若い世代の巻き込みが不可欠。現状では参加を促しても反応が 薄く、世代間の意識の乖離が課題。役場職員の接触や関与が難しいこともあるが、若年層の関 与を促す仕組みの検討が必要。
 - (5)、まとめ(提言)。

本調査において、委員会として以下の点を今後の方向性として提言するものである。

①、公共施設全体の見直しについて。

公共施設の「スリム化」は避けられないが、地域ごとの最低限の文化・交流拠点の確保が前提である。

「機能統合」や「複合化」に加え、「縮充」の視点を取り入れ、単なる削減ではなく地域の魅力や機能を凝縮し、価値を高める施設再編が必要である。

用途変更や民間施設の活用(民間移譲)も現実的な選択肢として検討する。

②、町民参加・合意形成の在り方。

方針決定前から町民の声を聞くプロセスある合意形成が必要であり、特に対象地域の住民との丁寧な対話の場が求められる。

「情報提供」ではなく、「共に考える場」として、タウンミーティング等の改善・強化を図るべき。

③、地域づくりの視点を盛り込んだ計画立案。

「施設ありき」ではなく、地域の未来像(グランドデザイン)と整合性を持った施設整備の 在り方を構築すべきである。

特に地域を核としたコミュニティの再編・活性化の方針を持った公共施設整備が求められる。

④、担い手不足と世代交代の対応。

若年世代の町内会活動への参加を促進するために、地域への関与促進策(柔軟な参加形態の 導入・若者向け支援)が必要。

集落支援員制度の拡充を通じて、地域に常駐し、住民と行政の橋渡しを行う中間支援の仕組みを検討する。

加えて、行政が町内会との関係を一層重視し、積極的かつ継続的に関与する体制の強化が求められる。

以上の提言を基に、白老町の施策をより効果的に推進し、地域コミュニティを支える公共施設の今後の在り方について提言し、まとめとする。

(6)、総務文教分科会。

総務文教分科会は、白老大町第1町内会連合会との懇談を実施した。なお、その内容につい

ては、別紙「活動報告書」のとおりである。

以上でございます。

〇議長(小西秀延君) 次に、産業厚生常任委員会森哲也委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 森 哲也君登壇〕

〇**産業厚生常任委員会委員長(森 哲也君)** 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 記、1、調査事項、(1)、常任委員会、健康寿命の延伸に向けた予防・健康管理の取組について。(2)、分科会、はっぴーふまねっとクラブ白老との懇談。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、 6、分科会懇談のため出席した者の職・氏名、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
 - 8、調査結果。
 - (1)、常任委員会。

調査内容について。

健康寿命の延伸に向けた予防・健康管理の取組における「キラ☆おいポイント事業の導入」 及び「健診未受診者対策」について調査を実施した。

①、キラ☆おいポイント事業。

令和7年度から「介護予防の推進」、「高齢者の生きがいづくり及び社会参加の推進」、「参加者の健康増進」、「高齢者相互及び地域における支え合いの体制の構築」を目的に事業が開始された。

町が実施する「健康体操・ストレッチ教室」、「介護予防サロン・認知症カフェ」、「健康診断・ がん検診」、「健康キャラバン」に参加すると「キラ☆おいポイント」が付与され、ポイントに 応じて景品に交換できることから、本事業の実施により参加者の増加が見込まれている。

②、健診未受診者対策。

平成20年に国保特定健診を開始して以降、受診率は年々上昇し、令和6年には40.4%となり同規模保険者比較(11町)で2位となっている。

さらなる受診率向上のため、看護師による未受診者訪問や若年者健診の充実など新規受診者 の獲得に向けた取組が実施されているほか、継続受診率向上の取組として重症化予防支援や次 年度健診自動予約を行うなど、リピーターの獲得と健診受診の利便性向上が図られている。

また、6年度から受診勧奨はがき、今年度からは自動予約案内の内容、デザインを刷新し、 健診受診の意識の高揚に努めている。

委員会意見。

第1に、キラ☆おいポイント事業に行政一体となって取り組むべきである。

本事業の開始により介護予防・健康増進事業への参加促進や健康診断の新規受診につながる ことが見込まれることから、健康寿命の延伸に期待できるという評価が多くあった。今後は先 進地を参考に、スポーツ事業など町が行う各種事業への対象拡大など積極的な拡充が必要と考 える。 第2に、地域ふれあいサロンへの支援を拡充すべきである。

高齢者が住み慣れた地域で楽しみと生きがいを見いだし、地域の住民が中心となって高齢者等の生きがい活動の創出及び孤立感の解消を図ることを目的としている地域ふれあいサロンは、健康寿命の延伸に寄与するものと考えられる。

しかし、高齢化などで今後より運営が難しくなることが予測されることから、実態を把握し、 持続可能な運営に向けた支援策が必要と考える。

第3に、特定健診・がん検診の受診率の向上を目指すべきである。

特定健診の受診率は上昇しており、試行錯誤を重ねてきた結果であると評価できる。今後も 町立病院や各団体と連携した取組により受診率の向上が期待される。

また、特定健診の結果から軽スポーツの推進が健康寿命の延伸につながると考えられることから、積極的に推進していくべきである。

一方、がん検診の受診率は低下傾向であるが、前立腺がんは助成額の増額により受診率も向上していることから、他のがん検診に対しても費用負担の軽減を図るべきである。

民間では血液などを用いたがん検査が実施されており、早期発見につながる検査であること から、町独自の支援策として費用負担を検討すべきである。

最後に、本町の高齢化率は上昇傾向であり、今後も上昇していくことが予測される。健康寿命の延伸は、健康に働けることで社会保障の担い手が増え、社会保障制度の持続にもつながる側面などあるが、何よりも町民一人一人のQOL(生活の質)の向上につながることが重要である。

高齢化率が高いことは健康寿命の延伸に向けた先進的な施策を展開するチャンスでもあり、 移住定住にもつながるような健康のまちづくりを目指すべきである。

(2)、分科会。

産業厚生分科会は、はっぴーふまねっとクラブ白老との懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

〇議長(小西秀延君) 次に、広報広聴常任委員会長谷川かおり委員長。

[広報広聴常任委員会委員長 長谷川かおり君登壇]

- **〇広報広聴常任委員会委員長(長谷川かおり君)** 所管事務調査の結果報告について。
 - 本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。
- 1、調査事項、(1)、議会広報紙の編集及び発行に関する事項。(2)、議会広報・広聴の実施に関する事項。(3)、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、 記載のとおりです。
 - 6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報紙の編集及び発行に関する事項、議会広報・広聴の実施に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会。

議会報告会の実施に向け、動画撮影を行った。

- (2)、小委員会。
- ①、議会広報紙の編集・発行。

議会だより第191号の編集・発行を行った。

第191号からカラー版を作成し、ホームページへの掲載を開始した。

②、議会広報・広聴の実施。

議会報告会の実施に向け、撮影動画の編集等を行った。

議会広報・広聴の調査・研究。

白老町議会運営基準により定期的に実施することとしている「議会報告会」及び「議会懇談会」の在り方や実施方法、議会活動の情報発信についての検討を行った。

以上であります。

○議長(小西秀延君) ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告 に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

9番、前田博之議員。

〇9番(前田博之君) 議会運営委員会委員長から報告があった所管事務調査の議員定数、議員報酬の見直しについてです。

中間報告ということです。それで、前段とすれば私は会派から議会運営委員会に出ている水口議員からはその都度、逐次報告を受けていますし、会派でも議論をしています。その上で1点だけお伺いしますけれども、今日の北海道新聞を見ても上富良野町かな、議員2名したよと。報告には全然書いていないのだけれども、近々では登別市が3名とか、報酬についてはうたっているのだけれども、なぜか定数はうたっていないのだけれども、それはいいとして、いろいろ中を見ると委員長に1つ聞きたいのだけれども、今日は中間報告だからやめておきます。

それで、1点だけ聞くのだけれども、私も非常に大事だと。そして、自治基本条例からいっても町民の参画、参加、これはきちんとうたっていますから当然議会でもやらなければいけないと思っています。昨日、おとといの中でも各議員そういう質問をしている人がいますから、そういうことを踏まえて私はこの議員報酬、定数についてはやはり町民の意見を聞くべきだと、こう思います。

それで、たまたま今日見たらこの陳情が上がってきていました。陳情は大体私が考えたことと重複しているのです。中身を読んでみますか。住民意見を真摯に聞き、その声を民意として反映して決定、住民の声を広く十二分に聞き、そのことを反映することが開かれた議会であるということです。それで、今日の報告を見たらずっと日数も入っていますけれども、この間に今私が言ったことの町民の声を聞く委員会を開いていないのですけれども、それで委員長に聞くのだけれども、この願意でもあるし、私もそうですけれども、やはり広く町民の意見を聞くべきだし、私も議員報酬、定数に関わってきましたけれども、皆さん議員が出向いたり、過去には町民にはがきを出してアンケートもしました。そういう声を十分に反映したのです。そういう、やはり開かれた議会を目指すべきだと思いますが、1点、今後、この願意にもあります

けれども、やっていくことがあるのかどうか。悪いのだけれども、まとめでいけば何か既成事 実化したみたいなことでスケジュール感がもう決まっているみたいなのだけれども、やっぱり 陳情が上がってきているし、私は時間をかけても広く聞くべきだと、いや、ぎりぎりまでとい う意味ではないです。

それともう一点、会派で個々に聞いたら少数意見というのかな、そういう意見もあったと言いながら合意されていないのですよ、議会運営委員会で。努力したかどうか分かりません。既成事実化、一方通行的なまとめになっていますけれども、これからやはりそうであればそういう意見をまとめる、まとまるかどうかは別にしても議会が今うたっている議員同士で討議をすべきだと私は思います。その2点について委員長の考え、今後のことについて伺っておきます。

- 〇議長(小西秀延君) 議会運営委員会佐藤雄大委員長。
- 〇議会運営委員会委員長(佐藤雄大君) まず、報酬です。

町民の意見を広く捉えるということですけれども、やはり私たちはこの件も何回も議論してきたので、詳細は割愛しますけれども、白老町特別職報酬等審議会の町民の代表が集まっている組織等でしっかりと議論、提言されたことを町民の声として捉えているという部分もございますので、これは各会派の皆さんもそうですけれども、自分たちの議員活動の中でも町民の声を踏まえた各会派の意見をまとめて議論をしてきたと認識しておりますので、その点はご理解いただければなと思いますし、合意ができていないというところがちょっと私はあまり理解できないのですけれども、議会運営委員会の中ではしっかりとそういった議論をして、この中間報告も合意を得て提出していますので、その点はこの中間報告をご理解いただければなと思います。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長(小西秀延君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時41分

再開 午後 2時42分

O議長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議会運営委員会佐藤雄大委員長。

- 〇議会運営委員会委員長(佐藤雄大君) 佐藤です。議員間討議ということですけれども、それは今私がここでやりますということは直接は言えないものですから、議会運営委員会のメンバーにまた確認して諮って進めていければと思っています。
- 〇議長(小西秀延君) 9番、前田博之議員。
- **〇9番(前田博之君)** 今委員長は意見の集約というかな、意見を聞くということに対して白老町特別職報酬等審議会は言った、そして各議員が活動で聞いている。私は、白老町特別職報酬等審議会は否定しません。これは主は町長なのです。そこまで関わるのであれば、この委員は町長が選んだ委員です。議会でそこまで尊重するのであれば、私たちも過去から提案しています議会モニター制を導入し、そういう中で意見を聞くと、そういうこともこれは議会改革なのです。過去から言っているのです。人の委員会の声を聞くのではなくて、自ら参加してそう

いう会をつくって意見を聞く、それが大事だと私は思います。それで、中間報告は私は否定していません。私は中間報告でもう既成事実で9月に云々って言っているでしょうと、少数意見もあったという言い方でここにきているから、その中の合意みたいなのはなかったのですかと聞いているのです。そうでしょう。そういう少数意見はあったけれども、9月のこれでやるという、進めるって書いているのです。向けて進んでいく、この間に、6月12日に陳情が上がっているのです。では、このことも一切ここに書いていないですよ、書く、書かないは別にして。それをどう扱うか、それによって方向性が変わると思う。私が言っているのは、そういうふうにもう少し煮詰まった議論、そして論理的に議員報酬とは何なのだろうか。それは過去にも話しています。だけれども、新しい議員がいっぱい増えて今議会運営委員会をやっていますよね。そういうことで論理的に私も納得できて、少数意見でも委員長が中に入って意見をまとめて、本当に議会としての合意として町民に理解してもらえるような、そういう方向性の努力もぜひしてほしいなと、こう思います。それ以上言いません。

- **〇議長(小西秀延君)** 議会運営委員会佐藤雄大委員長。
- **○議会運営委員会委員長(佐藤雄大君)** 意見として承りますけれども、あくまで中間報告案は皆さんと期間も決めて9月ということを書いていますけれども、先延ばしにしてもこれは結論として遅くなるだけですので、そういった意味で記載しているということがまず1点です。

あと、陳情審査の話が出ましたけれども、陳情審査は陳情審査でしっかりと議会運営委員会の中で審査していきますので、その点についてはご理解いただければと思います。

○議長(小西秀延君) ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長(小西秀延君) 日程第34、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総 務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条 の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の 申出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願いいたします。

次に、皆様には要望書等5件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等については、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長(小西秀延君) 日程第35、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日21日から9月30日までの102日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

明日21日から9月30日までの102日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長(小西秀延君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれをもって散会いたします。

(午後 2時47分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小西秀延

署名議員 広地紀彰

署名議員 水口光盛

署名議員 田上治彦